

コロナで貧困の描かれ方は変わったのか
——女性の貧困をめぐる日本の新聞報道を事例に

2020 年度卒業 行動・環境文化学系 社会学専修 古渡彩乃

目次

1. はじめに	1
2. 方法および分析の枠組み	2
2-1. 分析の枠組み	2
2-2. 方法	4
3. 「貧困」の社会問題化過程と「女性の貧困」言説	7
3-1. 2000 年代前半からの「貧困」とそれに連なる「子どもの貧困」の問題化	7
3-2. 文献における「女性の貧困」言説	9
4. 「女性の貧困」をめぐる新聞記事の分析	13
4-1. 「女性の貧困」をめぐる新聞報道の全体像	13
4-2. コロナ禍以前の「女性の貧困」に関する新聞記事の特徴	18
4-2-1. 社会の共通言語としての「シングルマザー・母子家庭の貧困」とさらなる話題との結びつき	18
4-2-2. 「貧困者」としての「母親」像の広がり と統合	20
4-2-3. 「女性の貧困」の定義の難しさ、問題化のされやすさとされにくさ	21
4-3. コロナ禍以降の「女性の貧困」に関する新聞記事の特徴	23
4-3-1. コロナ禍以降の新聞報道の概要	23
4-3-2. 「家の中」問題の表問題化と弱まる「貧困」との結びつき	25
4-3-3. 「露呈した脆弱性」と「女性の貧困拡大懸念」	26
5. 「女性の貧困」問題とは何だったのか	27
6. 理論的考察	31
6-1. 本章で用いる概念	31
6-2. 「女性の貧困」はどのように描かれてきたのか——クレイムの論理構造とレトリックに焦点を当てて	33
6-2-1. 「前提」——複雑な因果関係や関係性提示による「女性の貧困」の定義と規模見積もりの困難	33
6-2-2. 「論拠」——「貧困」定義の曖昧さと有力な対抗クレイムによる「女性一般の貧困」クレイムの有限性	35
6-2-3. 「結論」——「女性一般の貧困」解決策提示上のパラドックス	37

6-3. 「貧困」そして「女性の貧困」が問題化する際の困難	38
6-4. コロナで「女性の貧困」ないし「貧困」の描かれ方はどのように変わったのか	40
7. まとめ	42
参考文献	44

1. はじめに

本稿では、主に新聞報道における現代日本の「女性の貧困」問題の描かれ方が、新型コロナウイルスの感染拡大とそれに伴う社会的混乱、いわゆる「コロナ禍」によってどのように変化したのかを明らかにすることを目指す。そのために、社会問題の構築主義的視座から、コロナ禍以前に「女性の貧困」がどのように問題化されてきたのかを整理するとともに、「女性の貧困」に特有の、問題化する上での困難についても考察を試みる。

「コロナは社会や世界を大きく変えた」と言われる。「コロナ後の未来図」が様々な立場から語られることも少なくない。社会問題化にはマスメディアが担う役割も大きいが、コロナ禍がもたらした影響は、マスメディアの一つである新聞報道にも反映されていると考えられる。

近年、「貧困」は日本でも社会問題として認識されている。「女性の貧困」もその問題群の中の一つとして問題化されて研究が進み、関連する書籍も多数出版されている(小杉・宮本編 2015; 飯島 2016 ほか)。しかし、こうした「女性の貧困」の社会問題化過程を扱う研究はなく、新聞報道での「貧困」の社会問題化過程を検証した研究も、中塚久美子(2019)の「子どもの貧困」をめぐる新聞報道とその影響に関する論考のほかにはあまり見当たらない。よって、コロナ禍以降の「女性の貧困」の描かれ方の変化を明らかにするためには、まずコロナ禍以前のそれについて整理する必要がある。

その上で、「女性の貧困」クレイムの論理構造やレトリックに焦点を当てることで、問題がどのように描かれてきたのか、そしてそれはコロナ禍以降どのように変わったのかをより明確にすることができるだろう。

本稿はコロナ禍による新聞報道上の「女性の貧困」の描かれ方の変化を扱うものであり、「貧困」問題一般の社会問題化の大枠を示すことは目指さない。しかし、「貧困」問題の一端を担う「女性の貧困」に着目することで、より大きな「貧困」一般の問題化やその変化に関する新たな知見も得られるかもしれない。

2. 方法および分析の枠組み

2-1. 分析の枠組み

本稿では、社会問題の構築主義、なかでも「コンテキスト派」の立場から研究を行う。本章では、この枠組みについて主に中河伸俊(1999)の説明を参考にまとめておく。社会問題の構築主義とは、スペクターとキツセ(Spector and Kitsuse 1990=1997)が初めて提案した社会問題研究アプローチで、それまで研究対象とされてきた「問題とされる状態」そのものではなく、社会の成員によってなされるある状況を問題視する主張、すなわち〈クレイム申し立て活動(claims-making activities)〉を対象とする(中河 1999)。構築主義アプローチでは「問題とされる状態」への客観的評価をせず、クレイムの真偽にも基本的に無関心な態度をとる。

ただし、「コンテキスト派」は、いわゆる客観的状況もある程度分析に用いる、構築主義の社会問題研究の中では主流な立場である。本研究では、申し立てられたクレイムの分析を重視しつつ、その背景も必要最小限考慮するというスタンスをとる。

そもそも、コンテキスト派と厳格派とは、ウールガーとポーラッチ(Woolgar and Pawluch 1985=2000)によるオントロジカル・ゲリマンダリング(恣意的な存在論上の境界の設定——以下 OG と略す)批判への対応をめぐる構築主義論争において対立した立場を指す。OG とは、構築主義の立場から社会問題を考える研究者たちもしているとされる、どこまでが実際の状態で、どこからが「問題とされる状態」であるかを恣意的に線引きすることである。中河(1999)によれば、コンテキスト派は OG を免れえないとし、むしろ問題とされる状態を研究者の立場から説明することを是とする。一方厳格派は、OG 批判には異なるレベルの批判が紛れているが、そのうち「構築主義的説明の中に研究者による状態についての判断が滑り込んでしまう」というレベルの OG であれば回避可能とする(平・中河 2000: 10)。コンテキスト派の代表はベスト(Best 1987=2000)、厳格派の代表はイバラとキツセ(Ibara and Kitsuse 1993=2000)とされる。

後述するが、本稿はレトリック分析の際に両者の枠組みを用いる。また、「新聞報道に対するコロナ禍の影響」を主な問いとする本稿は、コロナ禍という出来事・状態を前提としているため、完全にどちらか一方の立場にはなり得ない。したがって、少々分かりにくくなるかもしれないが、先に述べたようにコンテキスト派、なかでも申し立てられたクレイム分析

を重要視しつつ、その背景も必要最小限考慮するという立場から論を進めていきたい。

また、構築主義アプローチで重要なもう1つのキーワードに〈社会問題のカテゴリー〉がある。これは、たとえば「いじめ」「環境破壊」「人種差別」といった、問題とされる「状態」を指し示すことごとばである。これらは、特定の社会の「状態」を定義づけると同時に、イメージや想定や理論(原因論や責任帰属)を伝え、道徳的価値判断を示すことごとばでもある(中河 1999)。本稿でいえば、主に扱うカテゴリーは「女性の貧困」であり、その下位カテゴリーや周辺カテゴリーとして「シングルマザーの貧困」や「子どもの貧困」、「児童虐待」などがあると考えられる。

本稿でこうした立場をとる大きな理由は、難点である「女性の貧困」という「状態」の客観的定義を避けることが可能な点にある。そもそも、「貧困」の定義は難しい。近年の報道ではもっぱら相対的貧困¹の考えを用いて、貧困線以下の水準にある人々や世帯を「貧困」であるとするものが多いが、一方で社会的排除²の概念にあたるような、単に所得が少ないということにとどまらない事柄も含めて貧困問題として語られることが少なくない。後述するが、実際「女性の貧困」クレイムには、たとえば「仕事にも家庭(結婚)にも包摂されない非正規シングル(未婚・子なし)女性の不安・劣等感」など、「貧困」よりむしろ「生きづらさ」という言葉の方が近いような「状態」を問題視するものも含まれる。構築主義の視点を採用すれば、「女性の貧困」とは「人々が『女性の貧困』とみなした状態」と定義することができる。ただし、この定義ではあまりに同語反復的であるため、「女性の貧困」とは、「特定の層に属する女性の絶対的³または相対的貧困」、あるいは「貧困をジェンダーの観点から捉えた際の女性一般に関する問題」と便宜的に定義しておく。

¹ 相対的貧困とは、同じ社会の、歴史上の同じ時点に暮らしている関係において理解される貧困のことである。経済協力開発機構(OECD)は、所得の高い順に並べた時に真ん中の人の所得を基準にして、その半分に満たない人が占める割合を「相対的貧困率」としている。日本政府や報道も、基本的にはこれに当てはまる状態を「貧困」としている。

² 貧困をより革新した概念とされる。貧困が生活水準を保つための資源の欠如を表すのに対し、社会的排除は制度や仕組み、人間関係、物理的な場所といったものから切り離され、「社会から追い出される」ことを表し問題視する(阿部 2011)。

³ 絶対的貧困とは、基本的には、生存に関わる、人間として〈最低限度〉の生活基準を満たせていない状態として理解される貧困のことである。食べていけない、医療を受けられないなどの状況が例として挙げられる。

中河は、社会問題を構築主義の視点から研究する際少なくとも 4 つの水準が設定できるとするが、本研究はそのうちの 1 つである「社会問題をめぐる集合表象の歴史を言説史のアプローチに依拠して調べる」もの、言い換えると「社会問題についての『人びとの定義と分類の歴史』」に着目するものに近いといえる。なぜなら、本研究の目的は、新聞報道において「女性の貧困」という「問題な状態」がどのように定義されてきたか、そしてコロナによってその定義がどのように影響されたのかを、レトリックに着目して明らかにすることだともいえるからである。

2-2. 方法

本節では、本研究で用いる方法について説明する。本研究では、新聞報道における「女性の貧困」の描かれ方に対するコロナ禍の影響を考えるために、文献における言説の整理とそれを踏まえた新聞記事分析を行う。

まず第 3 章では、「貧困」がどのように社会問題化したかという過程を追う先行研究を確認したのち、「女性の貧困」に関する主要な書籍や論文に目を通し、おおまかな変遷や特徴に着目して「女性の貧困」やその周辺の問題に関する主張をまとめる。ここでの言説は分析対象のクレイムとしては扱わない。言説を整理する目的は、第 4 章から行う新聞記事分析に有用だからである。広い概念である「女性の貧困」についてどのようなことが言われてきたのかを把握できていれば、分析に用いる新聞記事を選定する際の参考にできる。また、文献における言説と比較することで記事におけるクレイムの分析もしやすくなるだろう。

そして、第 4 章では、日本の新聞報道における「女性の貧困」を問題視するクレイムがどのように申し立てられてきたのかを新聞記事分析により明らかにする。新聞は近年発行部数が下がり、テレビやインターネットに比べて読者層に若年層が少ない。しかし、依然として年間約 3500 万部が購読されている⁴ことに加え、テレビのワイドショーやネットニュースも新聞の情報を基にしていることが少なくない。そうした側面も考慮すると、今なお広範囲の人々に影響を与えるメディアであり、またある程度人々の「女性の貧困」に対する関心も反映していると考えられる。

⁴ 2020 年 10 月現在(一般社団法人日本新聞協会 2020)。

分析対象としたのは、朝日新聞のオンライン記事データベース「聞蔵Ⅱ」において後述するキーワードを含む、2008年1月1日から2020年8月31日までの、朝刊及び夕刊の全国版記事で「女性の貧困」に関するクレームを含むものである。

検索に用いた語：「女性」かつ「貧困」かつ以下の語いずれかを含む

- ①シングルマザー系「シングルマザー(*)」「ひとり親」「母子家庭(*)」
- ②非正規雇用系「非正規」
- ③性産業系「性産業」「性風俗」「風俗業」「JK ビジネス(*)」
- ④性その他「妊娠 相談(*)」「性教育(*)」「避妊(*)」
- ⑤暴力系「性被害」「性暴力」「家庭内暴力」「ドメスティック バイオレンス」「DV」
- ⑥未婚系「未婚」「シングル(ただし「シングルマザー」を除く)」
- ⑦高齢者系「高齢」
- ⑧その他「生きづらさ」

※ただし(*)は女性を含むのがほぼ明らかであったり、主に未成年に関わることが多いと考えられたりするため、「女性」を含めないでもよいとした。

なるべく広範囲における関心が反映されている記事に着目するため、地域版は除いた。ただし、朝日新聞は本社を東京・大阪・名古屋・西部・北海道の5ヶ所にもつため、ある本社が管轄する一部地域の新聞に掲載された記事が改良されて後日全国の新聞に掲載されたり、ほぼ同内容の記事が本社ごとで各地域によりふさわしい内容になり発行されたりすることがある。こうした本社の管轄ごとに微妙に異なる記事は別記事としてカウントした。

朝日新聞は、いわゆる五大紙と呼ばれる主要な全国紙の中でも発行部数が多く、「女性の貧困」に関する記事を相当数掲載している。したがって、新聞記事、とりわけ朝日新聞の記事分析から「女性の貧困」の描かれ方を考えることには一定の妥当性があるといえるだろう。

分析対象とする記事の期間は2008年1月1日から2020年8月31日までとし、2019年12月31日までは「コロナ禍以前」、2020年1月1日からを「コロナ禍以降」とした。開始年を2008年とした理由は、「貧困」の当事者女性たちを中心とした「女性と貧困ネットワー

ク」⁵が結成された年だからである。この活動は「女性の貧困」問題が可視化される端緒となったと考える。またコロナ禍以前/以降の定義は、「コロナ」かつ「貧困」を含む記事が2008年1月1日から2019年12月31日までは0件であるのに対し、2020年1月1日から2020年8月31日までは184件ヒットすることから、適当だと考え便宜的に設定した。実際に中国・武漢における(新型コロナウイルスによる)新型肺炎患者の増加を伝える記事が初めて朝日新聞に掲載されたのは2020年1月8日である。しかし、1月中下旬から中国人団体観光客のキャンセル増加など「新型コロナウイルスが観光業界はじめ日本経済にもたらす影響」を懸念する記事が少なからず見られることや、量的分析の際コロナ禍以前までは年ごとの期間が一定であるのが望ましいことから、前述のようにコロナ禍を設定した。

分析の対象としたのは、「女性の貧困」に対するクレームを含む記事である。福居(2020)の選定基準を参考に、「クレーム」として分析の対象に加えるものは主に、(1)何らかの意味で「女性の貧困」を問題視する主張(狭義のクレーム)、(2)「女性の貧困」を改善・予防しようとする行動(アクション)、(3)「女性の貧困」を社会の特徴などとして扱う言説、のいずれかを含む記事とした。

あくまでも、「現代日本における女性の貧困」について言及されている記事を対象とし、貧困問題一般の一サンプルとして特定の女性の事例が取り上げられているもの⁶や、「女性の貧困」に関連すると思われるもののその関係性が明示されていないもの⁷などは対象外とした。ただし、貧困問題一般を扱った記事であっても、一カテゴリーとして女性全般や特定の女性層全般を扱っているもの⁸は分析の対象に含めた。また、書評は含めたが、短い情報欄の

⁵ 女性の貧困問題を可視化し改善しようという理念のもと、2008年9月28日発足した民間組織。ホームレス女性らの「ノラ」の会や「新宿野宿者女性の会『心を開く輪』」、ひとり親の助け合いNPO「しんぐるまざあずふぉーらむ」、「働く女性の全国センター(ACW2)」といった組織が分野を超えて参加し連携を目指した。2012年10月以降はネットワークでの活動を凍結(休止)している(2008.10.1; 女性と貧困ネットワーク HP 2021)。

⁶ 「非正規雇用者の貧困」の一サンプルとして特定の女性の事例が採用されている記事などはこれにあたる。

⁷ 子ども食堂に来る特定の子どもの属性が「母子家庭」であるだけの記事などはこれにあたる。

⁸ 「反貧困」デモへの参加者として「非正規雇用者」などと並び「シングルマザー」がいることを伝える記事などはこれにあたる。

告知や読者からの投書は対象外とした。ただし、「女性の貧困」問題に大きく関わり報道側の何らかの意図が感じられるものは分析対象とした。

第5、6章では、主に第4章の新聞記事分析の結果について、社会問題の構築主義の理論も用いて考察を深める。まず、コロナ禍以前に「女性の貧困」はどのようなものとして扱われ、問題とされてきたのかを整理する。その上で、「女性の貧困」クレイムの論理構造やレトリックに着目することで、「女性の貧困」がどのように問題化されてきたのかを明らかにするとともに、「女性の貧困」に特有の、問題化する上での困難についても考察を試みる。そして、「女性の貧困」像のコロナ禍以降の変化と、「女性の貧困」ひいては「貧困」一般のこれからの問題化の可能性について考えたい。

3. 「貧困」の社会問題化過程と「女性の貧困」言説

3-1. 2000年代前半からの「貧困」とそれに連なる「子どもの貧困」の問題化

近年の日本における貧困問題一般の社会問題化を、特に新聞報道から考える研究はほとんど見当たらない。貧困問題に草創期から携わってきた湯浅誠・仁平典宏(2018)は、貧困が社会で問題化されていく過程を支援者・運動家の視点で語っている。

湯浅は2001年にNPO法人自立サポートセンター・もやい(以下「もやい」)を立ち上げ、当時は「ホームレス問題」という認識の問題に取り組んでいた。湯浅自身が「貧困」という語を用いて問題化を始めたのは2006年である。この背景には、2000年代前半に広義の「ホームレス」に収まりきらないようなアパートに住む人々からの相談も増え、もやいの活動意義を説明する新たな言説の枠組みが必要になったことがあった。そして同時期の竹中平蔵氏による「格差ではなく貧困なら問題だが、現在日本に社会的な大問題としての貧困はない」という趣旨の発言に反発し、それを逆手にとる形で「格差ではなく貧困の議論を」という文章を書いたことを明かしている。

同じく2006年は小泉政権が終わった年であり、新自由主義改革を振り返る動きがメディ

⁹ 初の「女性と貧困」集会開催を伝える記事や、女性の雇用問題について読者からの声をもとに考える双方向型の特集記事などはこれにあたる。

アで活発化していた。その中で「ワーキング・プア」¹⁰「偽装請負」「ネットカフェ難民」などがテレビ特集や新聞報道などを皮切りに社会問題化していく。また、2008 年にはリーマン・ショックが起これ「派遣切り」が問題となる中、年末に行われた「年越し派遣村」はメディアで大きく取り上げられた。こうした流れを受け、湯浅と仁平は 2007 年から 2009 年頃を「貧困ブーム」であったとする。「反貧困」運動が活発化する中、2009 年には社会保障改革に重点を置く民主党政権が誕生した。

しかし、2011 年に東日本大震災が起こったことで、「反貧困」から「復興」へと問題設定が変化する。さらに、2012 年にはお笑い芸人の母親が生活保護を受給していることが問題となり、生活保護の「不正受給」に対するバッシングも強まっていく。こうした世論は野田政権と民主党への不満と合わさり、社会保障が支持を集めるテーマではなくなっていく。そして 2012 年末には第二次安倍政権が発足する。仁平は「単純なネオリベ(新自由主義)でなく『デフレ退治』という枠組みにアジェンダが変えられ」、社会保障拡充などもその中に位置づけられるようになったとする。

こうして、2010 年代にはいったん「貧困ブーム」が沈静化したような状況になる。ただし、湯浅は「沈静化した」という見方には懐疑的で、「貧困はあるのかないのか」「貧困は自己責任か社会の問題か」など「貧困がある」という話以前の議論が中心だったフェーズが終わり、「貧困」という語や問題が社会に浸透しただけだと述べる。また、「子どもの貧困」は引き続き問題化されていく。以上が、湯浅と仁平による貧困の問題化についての考えである

¹¹。

¹⁰ 仁平は「ワーキング・プア」という言葉の巧みさとして、「ワーキング」という語がつくことで「働いているのに貧困である」という主張が中間層の共感を得やすい点を指摘し、湯浅もそれまで「働かないから生活が苦しくなるのだろう」という印象があった貧困問題を受け入れやすくした言葉として評価している。

¹¹ 両者は貧困の社会問題化に関する今後の課題や可能性を考える中で、大きな 2 つの枠組みを提示している。1 つは「子どもの貧困」から派生させる、という論じ方である。「子どもの貧困」は、対象が子どもであり自己責任の要素がないことや、社会的投資論の考え方から比較的世間に受容されやすい。よって、そこを切り口として、シングルマザーや親、ひいては働き方の問題を論じていけるのではという構想を示している。もう 1 つは、相対的貧困をどう問題化していくかという方向である。貧困ブーム期、メディアは自己責任論に対抗するため、間違いなく社会の責任としか説明できないような極限事例を多く提示した。両者はそういった極限事例の提示は人々の貧困問

以上のような貧困の問題化過程について、子どもの貧困を対象に、新聞報道を追った研究としては、朝日新聞大阪本社の記事である中塚久美子(2019)による論考がある。中塚は、子どもの貧困に関する取材を始めてからの10年間に報道を通して何が起き、何が伝わり、何が変わったのかということを記者の視点からまとめている。中塚によれば、2008年頃から子どもの貧困に関する報道が始まり、徐々に実態と支援現場の報道が増えていく。加えて様々なデータや研究結果についての報道も増え始めるのに前後して、政策にも変化が現れる。2009年からの進学支援や各地での学習支援、そして2013年の子どもの貧困法成立、翌年の施行などがその例である。一方、2012年頃から主にテレビ番組において貧困問題が「ネタ」として「消費」され始めたことも指摘し、生活保護費の段階的な減額の決定など制度の改正における逆向きの流れもあったとする。

3-2. 文献における「女性の貧困」言説

上記のような貧困が社会問題化したプロセスを追った研究では、特に「女性の貧困」について、どのように問題化されてきたかはわからない。よって本章では、2000年頃から現在に至るまでの主要な文献において「女性の貧困」問題がどのように描かれてきたのかをまとめる。本章での言説整理は本研究の主要な方法として次章で行う新聞報道分析においても参考になるだろう。

「女性の貧困」という言説は比較的近年言われるようになったものだが、以前から議論されていた関係の深い話題として、「性産業・売買春」と「シングルマザー」の2つが挙げられる。性産業に関する文献で長らく議論されてきたのは、「売春の是非」「性の商品化の是非」といった話題であった(江原 1995 ほか)。しかし、2000年前後には、実際に性産業に従事している人々を抜きに議論が展開されていることへの反発から、当事者たちを中心に「売春も労働であり、行う権利がある」「現場の声に即して労働の問題は改善すべき」という主張がなされるようになる(スタジオポット編 2000 ほか)。1999年には、「仕事をやっている限りは健康かつ安全に、また、辞めたい時にも健康かつ安全に辞められる」状況を目指して活動

題の受け入れに寄与した反面、個別具体的なケースに対する「それは貧困ではない」というバッシングの原因となるダブルスタンダードを作ることにも繋がったと指摘する。

する当事者団体 SWASH も設立された(SWASH 編 2018)。この時期以降、貧困と性産業が結びつけて語られることはいったん少なくなる。

しかし、前述の通り 2000 年代後半には、様々な「問題」の発見やリーマン・ショックに触発され貧困ブームが起こる。近年言われるような「女性の貧困」という問題提起がなされるようになるのは、こうした流れを受けて貧困問題への関心が高まった 2010 年前後なのである。

問題化された事柄はいくつかのカテゴリーに分けられる。まず「男性のみに注目が集まった非正規雇用の問題からの派生」という文脈で取り上げられたのは「非正規雇用と女性」の問題である(小杉・宮本編 2015; 飯島 2016 ほか)。この背景には、1980 年代後半から徐々に増えていた非正規雇用者の経済的不安定さが、2008 年のリーマン・ショックなどで露呈し問題化したことがあると考えられる。「非正規雇用」が問題だとされたとき、初めに問題の対象となったのは基本的に男性であった。なぜなら「日本経済を支える『安定収入を稼ぐ主体』であるはずの男性で稼げない人が増えている」という点が問題視されたからである。

「年越し派遣村」を取り上げるメディアに映し出されたのも大半が職を失った男性たちであった。もちろん、困窮する非正規雇用者の中には女性も多く含まれていた。にもかかわらず、男性にのみ注目が集まっている状況に反発する形で、非正規雇用と女性の貧困を問題視する言説が現れてくる。そもそも女性は以前から、男性とは異なり長らく稼ぐ主体ではないとされてきた。働くとしても「パート主婦」という選択肢がほとんどで、社会は女性の経済的自立を阻んできた。すなわち、「女性が非正規雇用ゆえに貧困なのはもともとであり、それを問題化しなかったことこそが問題である」という論が展開されていくのである。

また、「子どもの貧困」との関連という文脈でも早くから「女性の貧困」問題が取り上げられるようになった(赤石 2015; 上間 2017; 松本編 2017 ほか)。これについては後述する。

さらに、「非正規雇用と女性」問題から派生した形で、「非正規雇用のシングル(未婚・子なし)女性の貧困・生きづらさ」を問題化する論も現れる(小杉ほか編 2017; 栗田 2019 ほか)。彼女たちは、「妻」や「母」にもなれず、かといって男性並みに働き悠々自適に過ごす「負け犬」「おひとりさま」にもなれず、家庭でも職場でも肩身の狭い思いをしている。こうした「仕事にも家庭(結婚)にも包摂されない不安・劣等感」のほか、「女女格差」すなわち「女性内での格差が広がり」や、「女性と少子化対策を結びつけて論じることによる圧力」「女性活躍推進策も一部の女性にしか届いていないこと」なども指摘されている。

一方、以前は「是非」や「当事者の権利」といった観点で語られていた「性産業」も、再び女性の貧困と結びつけられて論じられることが増えていく。2010年代には多数のルポルタージュが出版されているが、これらは「店舗型風俗店の『クリーン作戦』などの安易な性産業の規制や情報化の進展によって、店舗を持たない形態の性サービスが増え、実態が不可視化されている」ことを受け、「まずはとにかく現代の性産業とそこで働く女性たちの実態を伝える必要がある」という問題意識を共有している。たとえば、鈴木大介(2010)は売春するシングルマザーたち、仁藤夢乃(2014)はJKビジネスで働く少女たち、上間陽子(2017)は沖縄でキャバクラ勤務や「援助交際」をしながら生活していた若い女性たち、荻上チキ(2017)はワリキリ(個人で行う売春)を行う人たちについて、それぞれ著している。彼らは、「性産業には様々な形態があり、そこにいる人たちも多様である」と断りを入れつつ、「貧困の中に生きる女性たちが消極的な選択の結果、性産業に取り込まれる」という構図を示唆する¹²。とはいえ、「性産業そのものを否定するのではなく、現実的に策を考えるべき」という意識は以前より強いようである(坂爪 2016; 2017; 荻上 2017; SWASH 編 2018)。荻上(2017)は「ブラック性労働を改善する」「望まない売春を減らす」という目的意識を持ち、坂爪(2016)はさらに「風俗は否認でも黙認でも公認でもなく容認すべきであり、福祉・司法、社会と繋げるべき」との主張を掲げ、具体策を提示する。当事者たちの声も健在である(SWASH 編 2018)。

このように、「女性の貧困」はいくつかのカテゴリーで問題化されてきた。しかし、これらには共通して言及されている事柄もある。まず特筆すべきは「性別役割分業への批判」である。これは性産業関連の文献以外ではほぼどの文献でも触れられており、「既存の働き方/家族モデルのあり方への批判」とも言い換えられる。一番よくみられるのは、「男性稼ぎ主モデル」などの言葉を用いて論じられる「『男性が長時間労働し安定収入を獲得する一方、女性は結婚して家庭内で家事と子育てを主に担う』という働き方ないし家族モデルを基準に社会制度や政策が定められていることこそが、『女性の貧困』の根本的、構造的な原因である」

¹² 鈴木(2010)は売春するシングルマザーを「金銭だけでなく、精神も、環境も、体力も知力も、なにもかもを喪失した、言語を絶するような『持たざる者』」と表現し、仁藤(2014)は、「無知」で「無垢」な女子高生たちがJKビジネスに取り込まれていく様子を伝える。このように、両者は他の著者と比べて、彼女たちをより「被害者」「犠牲者」として描いている。

とする主張である(赤石 2015; 小杉・宮本編 2015; 飯島 2016 ほか)。「性別役割分業批判」言説には様々な種類があり、ほかにも「未婚の母とその子など『結婚→出産→子育て』という手順を踏まない/踏めない人々への制度的支援の薄さ」を指摘するもの(赤石 2015; 栗田 2019 ほか)、「家事を貶め労働とみなしてこなかった社会や企業、制度が、女性の貧困や生きづらさ、ひいてはその他の人々の貧困や生きづらさを生んでいる」というもの(竹信 2013)、「『よい母親たれ』という母親規範」やそれを内面化し「子育てに専念したいとの思いから貧困なのに専業主婦の道を選ぶ女性」の存在を指摘するもの(松本編 2017; 周 2019)などがある。

また、「女性の貧困」の特徴として共通して主張されていることが多いものに「女性は男性よりも多様なルートで貧困に陥り、困難のケースも多様である」というものもある。これも飯島(2016)、橋本(2018)ほか様々な文献で指摘されている。

また、繰り返しになるが、「女性の貧困」は「子どもの貧困」との結びつきという文脈で語られることも非常に多い。比較的によくみられるのは、「貧困に生きる子どもはしばしばシングルマザー世帯のような貧困家庭出身である」という『子どもの貧困』の背景に『女性の貧困』がある」つまり『女性の貧困』が『子どもの貧困』を生み貧困の世代間連鎖をもたらす」という言説である(赤石 2015 ほか)。また、松本編(2017)は題名の通り「子どもの貧困」に対する関心が高まっているにも関わらず、それを生み出す構造が強化されていることに問題意識を抱き、家族そしてジェンダーという視点で問題を捉え直そうとする。上間(2017)でみられるような、性産業やキャバクラ勤務を経験した若い女性の子ども時代に注目するというアプローチも、女性の貧困と子どもの貧困の結びつけ方のひとつである。仁藤(2014)などで語られる「JK ビジネスに取り込まれる少女たち」という問題意識もまた、少女の貧困(仁藤は特に経済的貧困にとどまらず「関係性の貧困」を強調する)に着目している点で、女性の貧困と子どもの貧困を繋げているといえよう。

最後に「自己責任論への批判・反論」についてもまとめておく。これは貧困問題に対する根強い反論である「貧困になるのは自己責任だ」という言説に対するもので、「女性の貧困」だけでなく「貧困」問題一般でみられる言説である。ここでは「女性の貧困」を扱う文献の中で触れられていたものをまとめたい。一番言われているのは、「これは社会構造の問題である」というもので、先に述べた「性別役割分業批判」はその代表格ともいえる。また、「自立」という言葉への警鐘という切り口から自己責任論に触れているものもある(小杉ほか編

2017; 栗田 2019 ほか)。貧困ブーム以降、貧困対策として「公平な教育機会の提供」「就労支援」といったものが挙げられ、「生活困窮者自立支援法」など「自立」を謳う法律が多数成立してきた。そうした対策に一定の理解を示しつつ、「すでに苦しんでいる貧困の当事者に『自立』やさらなる『努力』を半ば強要する姿勢は、結局自己責任論と同義だ」と批判するのがその趣旨である。

以上、「女性の貧困」問題の言説の変遷や特徴をみてきたが、改めてまとめると次のようになる。「女性の貧困」は、問題化以前から性産業やシングルマザーとの関連で言及されていた。そして、2000 年代後半に貧困ブームが起こり貧困問題への関心が高まる中で、一方は男性のみに注目が集まった非正規雇用の問題からの派生、もう一方は子どもの貧困との関連、という文脈で女性の貧困問題が取り上げられるようになる。それと平行して、新たな性産業と女性の貧困が結びつけられたり、非正規雇用から派生した非正規雇用のシングル女性という問題が生まれたりしてくる。これらの言説には様々な切り口があるが、比較的多くに共通する特徴として「性別役割分業批判」「男性に比べたケースの多様さ」「子どもの貧困との関連」「自己責任論批判・反論」が挙げられる。文献において、近年女性の貧困問題はこうに論じられてきたといえよう。

4. 「女性の貧困」をめぐる新聞記事の分析

4-1. 「女性の貧困」をめぐる新聞報道の全体像

次に本章では、3-2 で見たような「女性の貧困」の一般的な問題化のプロセスを視野に入れながら、「女性の貧困」に関する新聞記事を分析する。まず、全体的な記事量や描かれる女性たちのカテゴリーとその推移を確認する。。

分析対象としたのは、2-2 で述べたような方法で「聞蔵 II」で検索しヒットした 1071 記事のうち、「女性の貧困」に関するクレイムを含む 347 記事である。

年ごとの記事数を表したグラフが図 1 である。

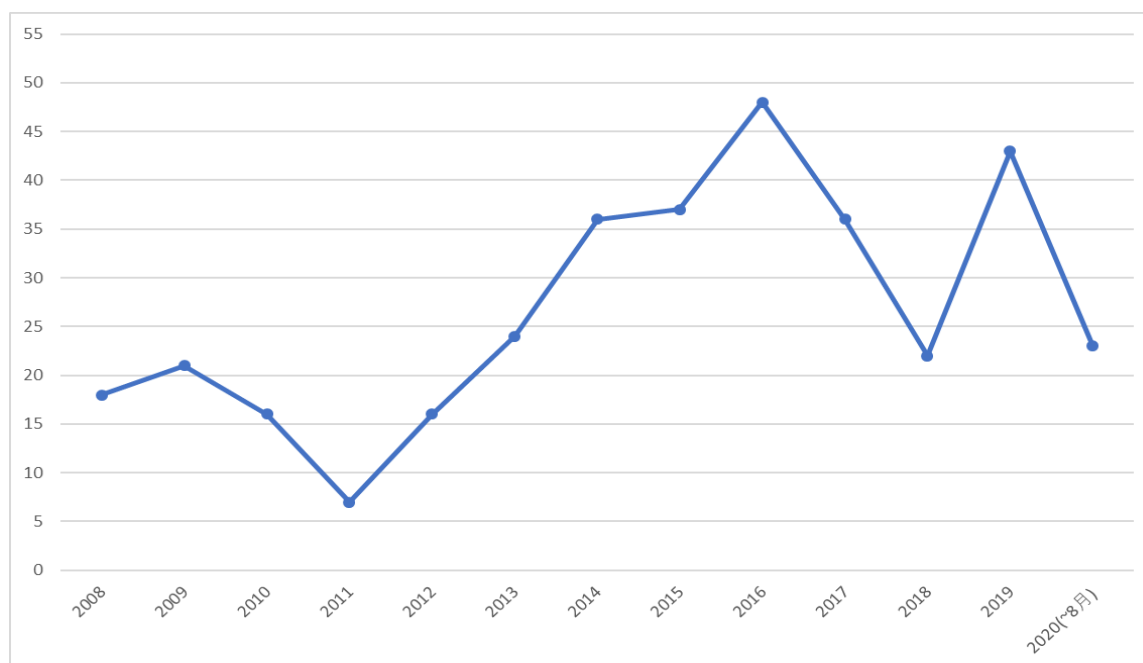


図1 「女性の貧困」を扱った記事数の推移

2020 年は他の年より 4 ヶ月期間が短いため、参考値として考える。最も件数が多かったのは 2016 年の 48 件、最も少なかったのは 2011 年の 7 件であった。2011 年に関しては、3 月中旬から 9 月中旬にわたり該当する記事が 0 件だったことから、東日本大震災が起きた 3 月 11 日以後半年は「女性の貧困」に関する記事が少なくなったと考えられる。全体的な記事数はゆるやかに増加しているといえそうである。特に、2013 年頃までに比べ、2014 年頃から年ごとの平均件数は 2018 年を除いて増加していることが読み取れる。ただ、分かりやすく増加あるいは減少しているとは言にくいグラフであることも確かである。期間が 13 年弱と短いことも一因かもしれない。

次に、記事全体における各「貧困者」の割合を表したのが表である。

表 記事全体における各「貧困者」を扱う記事数と割合

「貧困者」	記事数(件)	割合(%)	「貧困者」	記事数(件)	割合(%)
シングルマザー	233	33.1	高齢女性	27	3.8
非正規雇用の女性	106	15.1	若年女性	25	3.6
暴力の被害者	73	10.4	母親	25	3.6
女性一般	52	7.4	妊婦	19	2.7
未成年女性(少女)	35	5	中年女性	11	1.6
性産業・水商売従事	33	4.7	その他	33	4.7
単身女性	32	4.5	計	704	100

ここで、「貧困者」とは、分析する記事の中で「貧困」やそれに準ずる問題の当事者とされる女性のカテゴリーを指す。同じ記事中で、2つ以上の別のカテゴリーに属する女性たちが描かれていたり¹³、描かれる女性が2つ以上のカテゴリーに属していたり¹⁴する場合は、それぞれ別のカテゴリーに重複してカウントした。描かれている記事が50件以上ある主要な「貧困者」は、「シングルマザー」(233件)、「非正規雇用の女性」(106件)、「暴力(DV・性暴力など)の被害者」(73件)、「女性一般」(52件)であり、これらだけで全体の66%を占める。特にシングルマザーに関する記事は圧倒的に多く、2番目に多い非正規雇用の女性を含む記事数の2倍以上であった。次に多かったのは30件前後のもので、多い方から順に「未成年女性(少女)」(35件)、「性産業・水商売に従事する女性」(33件)、「単身女性」(32件)、「高齢女性」(27件)と続く。後述のように、単身高齢女性の貧困率はシングルマザーと並び半数を超えるほど高いことが知られるが、その割に高齢女性が問題化されることは少ないようにみえる。10件以上25件以下のものは「若年女性」(25件)、「育児期の母親」(25件)、「妊婦」(19件)、「中年女性」(11件)である。ただし、「若年女性」の指す年代は記事中では必ずしも統一されていないことには注意が必要である。ここでは「この後就職・結婚・出産が予想される」おそらく「20～30代女性」を指して「若い女性」と呼んでいる記事を「若年女性」

¹³ 1つの記事の中で、「シングルマザー」の貧困と、「高齢女性」の貧困が話題にされている場合などはこれにあたる。

¹⁴ たとえば、「非正規シングル中年女性」は「非正規雇用の女性」「単身女性」「中年女性」に、「性産業に従事する10代のシングルマザー」は「シングルマザー」「性産業・水商売に従事する女性」「未成年女性」にそれぞれ重複してカウントした。

とカウントした。「その他」には、「主婦一般」、「沖縄の女性」、「女性ホームレス」、「女性無業者」などが含まれる。「専業主婦」を「主婦一般」に含めると9件になる。

図2は年ごとの各「貧困者」を扱う記事数の推移を表している。

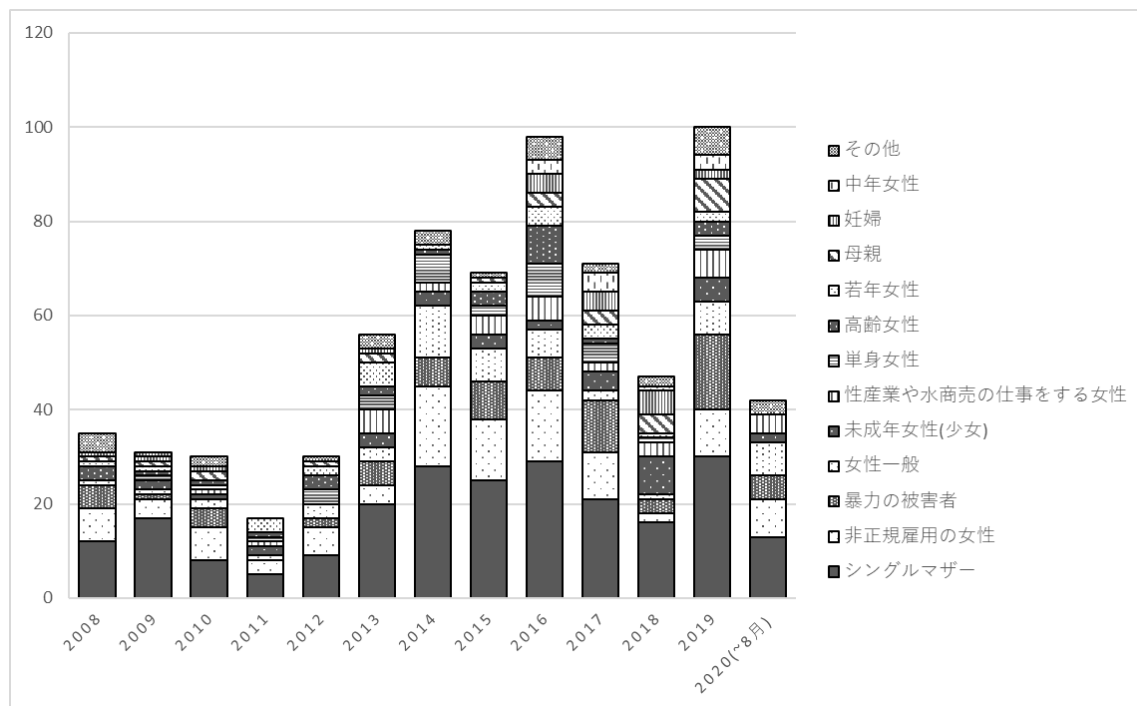


図2 各「貧困者」を扱う記事数の推移

これらからはまず、ほぼ常にシングルマザーを扱う記事数が一番多いことが読み取れる。また、未成年女性、妊婦の件数がともに2010年代後半に増えている。これは、後述するように、当初注目されていた子育て期の母親(主にシングルマザー)から、「(「予期せぬ/望まぬ妊娠」を含むしばしば10代の)妊娠期の女性」にも注目が集まるようになったことと関係があると考えられる。

さらに、図3は年ごとの記事全体における各「貧困者」を扱う記事の割合の推移を表している。

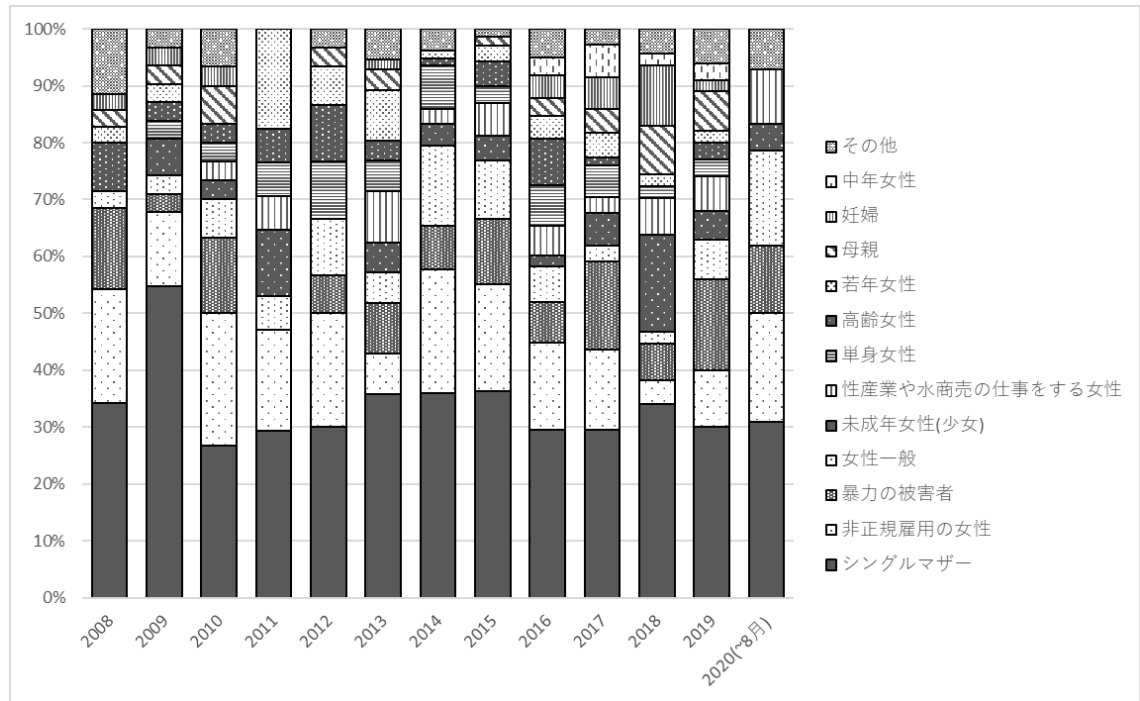


図3 年ごとの記事全体における各「貧困者」を扱う記事の割合の推移

ここからは、シングルマザーの占める割合はいつも3割前後で高水準だが、2009年のみ5割強を占めており特に高いことが分かる。これは、「子どもの貧困」言説が増えたことも一因かもしれない。また、2018年には未成年女性を扱う記事が多くなるようだが、この理由はのちほど考える。

コロナ禍以降についても簡単にまとめておく。記事数に関しては、他の年より4ヶ月分少ないことを考慮しても、特にそれまでと目立った違いはなさそうである。しいて言うなら、普通のペースでいけば2020年全体の記事数は2019年のそれよりは少なくなりそうである。また貧困者に関しては、相変わらずシングルマザーが多いが、同じ「不況」だった2009年ほど極端ではなく非正規雇用の女性に関する記事も多い。

4-2. コロナ禍以前の「女性の貧困」に関する新聞記事の特徴

4-2-1. 社会の共通言語としての「シングルマザー・母子家庭の貧困」とさらなる話題との結びつき

本節からは、主にコロナ禍以前の新聞記事について、内容に着目し分析する。はじめに、前章の文献における言説との比較からわかる点を整理する。主な話題の変遷や言説は、基本的に文献で確認したものと一致していた。しかし、気になる点も数点みられた。

1点目は、「シングルマザー・母子家庭の貧困」を扱う言説の圧倒的な多さである。これは期間を通じてみられ、前節の量的な分析結果とも一致する。特に、早期から「母子家庭、シングルマザーが大変」なのはもはや社会の共通言語として報道以外の記事でも用いられており、その後も認識は一貫している。たとえば、「今、生きづらさを抱えていたり、先が見えなかったりする人がむしろ多数派になりつつある。フリーター、母子家庭、障害者、多重債務者。正規ルートのような生き方からこぼれ落ちたすべての人々が、貧困という共通の課題にぶつかる。」(2009.3.21)、「今は『1日三食』食べられない不安を抱えた人たちがたくさんいます。同年代の多くが非正社員になり、無年金の独居老人もおり、母子家庭と子どもの貧困も増えています。」(2012.1.21)といった言説が散見された。文献で記事ほど言及されていなかったのは、いちいち言及していたらきりがないうほど「シングルマザー・母子家庭の貧困」は常識だったためとも考えられる。

2点目は、文献ではあまり取り上げられていなかった話題や「貧困者」が目立つ場合があったことである。たとえば、「女性ホームレス(路上生活者)」や「(寡婦控除¹⁵が適用されないなど制度上不遇である)未婚の母」、「(厚労省による労働力調査の「家事手伝い」に潜む)女性無業者¹⁶」は、特集されていたり、継続的に報じられていたり、文献よりさらに問題化さ

¹⁵ 夫を戦争で失い子どもを抱えて困窮する女性を支援するため、1951年にできた制度。所得税や住民税の負担を軽くするため、課税所得から一定額を差し引く。制度の見直しを重ね、子どものいない女性や、妻を亡くした夫にも対象は広がったが、配偶者と死別や離婚した人に限られ、未婚のまま子どもを育てるひとり親は長らく制度の外に置かれてきた(2018.9.3)。

¹⁶ 求職していない「非労働力人口」の未婚女性のうち15～24歳で4割、25～34歳で6割が「家事手伝い」に分類されていた(当時)。「家事手伝い」は「無業者」として扱わ

れている。また、「女性の貧困」に関連する話題として、「成人無戸籍者」や「養育費(不払い問題)¹⁷⁾」、「生活保護」と絡められているのも文献より印象的である。それぞれ 300 日問題(民法 772 条)¹⁸⁾の結果、母子家庭の貧困の要因の一つ、母子家庭などの受給率の高さやケース紹介の一環として報じられている。生活保護関連の記事は 2012 年から 2013 年頃にかけて多くみられるが、これは 3-1 で確認したように、この時期騒がれていた不正受給問題などを受けての結果だと考えられる。

3 点目は、性産業や水商売に従事する女性に対する言及の少なさである。働く母の頑張りを訴える論壇批評記事でみられた「ぼく以外はほぼ全員風俗業のお母さんが通っている 24 時間保育のところ(が自分の行った保育園の中にあつた)」など、しばしば母親に付随する肩書として「風俗業・水商売」という言及はなされるが、実態や本人の声などはほぼ取り上げられない。一方、「JK ビジネス、性被害序章 『抵抗ない』 遊ぶ金・進学資金のため性行為」(2015.10.3)、「(守る・防ぐ) JK ビジネス、深い闇 愛知・規制条例、施行 2 カ月」(2015.9.4)といった見出しからは、「無知」で「守るべき」女子高生たちが「JK ビジネス」に取り込まれるという構図と、「JK ビジネス」などの性産業に対するスティグマが見て取れる。しかし、「JK ビジネス」は例外で、「性産業・水商売に従事する女性」はそこそこ言及されるにも関わらず、一般的にやや距離を置いた、あくまでも「苦しいながらも頑張っている女性」に付随する情報の一つとされているだけのことが多い。これは、やはり性産業や水商売のイメージが公序良俗に反することから、あまり積極的に紙面に取り上げられにくいことが原因

れないが、女性の場合、実質的に無業者で困難を抱えている状態でも「家事手伝い」とされがちである。そのため実際にはより多くの女性無業者が「家事手伝い」の中に含まれていると考えられ、掘り起こしと支援が必要だとされる(2009.5.5)。

¹⁷⁾ 養育費は、離婚や別居に伴い、子を育てる親に他方の親が支払う。日本では母親が子を引き取り、父親が支払う例が多い。算定方法を定めた法令はなく、夫婦の話し合いで合意できなければ、家裁の調停や審判で決める。実際には、支払いを取り決めなかったり、約束通りに支払わなかったりする例も多く、国の調査では 2016 年時点で、母子家庭の 7 割超が養育費を受け取っていないと回答している(2019.12.23)。

¹⁸⁾ 離婚後 300 日以内に生まれた子は前夫の子と推定する民法 772 条の規定のために生じる問題。女性のみの規定された 6 ヶ月の再婚禁止期間と併せて、(成人)無戸籍児の原因となっているとして問題化した。夫の暴力で別居中だが離婚できないために実父の子として出生届が出せないといったケースが多いといわれる(2015.12.5)。のちに再婚禁止期間は 100 日に短縮され、100 日以内でも離婚時に妊娠していなければ再婚が認められることになった。

だと考えられる。

4-2-2. 「貧困者」としての「母親」像の広がりと統合

次に、新聞記事の年ごとの比較によりわかることをまとめたい。1点目は、「児童虐待をする母親」の描かれ方の変化である。ここでは特に、同じ事件に関する2010年の記事と、2013年の記事を比較する。「逮捕直前、逃避の空騒ぎ 海へクラブへ 『誰か優しくして』 大阪・2児遺棄」(2010.8.2)は、「大阪市西区のマンションで幼い姉弟の遺体が見つかった事件で、母親のA容疑者(23)=死体遺棄容疑で逮捕=が、子どもを置き去りにしたとされる6月下旬以降、海水浴に行ったり、酒を飲んで踊る『クラブ』で遊んだりしていたこと」を報じている。この記事の後半では「育児放棄(ネグレクト)」が10年で4.6倍と「増加の一途をたどって」おり、一因に「子どもに十分な食事も与えられないほど貧困にあえいだり、孤立した状態で育児に追い込まれたりする親が増えたこと」があるとする。しかし、同様の事件で逮捕された母親たちの供述としては「自分の時間が欲しかった」、「愛情がわからなかった」といった言葉が取り上げられており、「頑張っていた母親」よりも「冷たい母親」という印象が拭えない。一方、「虐待…行き場のない母子 大阪・姉弟放置死事件ルポ、杉山春さんに聞く」(2013.11.9)は、同2010年の事件を追ったルポライターと「10年前に比べ、(目立ってきたと感じる)生活の足場を失って漂流する若い母親」について考える記事である。記事では、母子家庭の過半数が貧困であることに加え「虐待につながったと思われる家庭の状況」として「『ひとり親家庭』と『経済的困難』がともに約3割と高い割合を占めていた」調査結果を伝える。また、逮捕された母親の虐待経験を指摘し「こうした母親は子育てが難しくなると、育児放棄に陥る危険性がある。助けてくれる人や貯金、仕事、住まいといった『ため』¹⁹がない人は、なおさら」とし、「(今の若い)母親たちは難民とも言えるのでは。手厚い支援が必要」というルポライターの言葉を掲載している。この記事は、2010年当時の記事に比べる

¹⁹ 湯浅誠は『反貧困 「すべり台社会」からの脱出』(湯浅 2008)で、自己実現や自己表現のために必要な一定の条件、「力の源泉や一種のゆとり」のようなものも含む概念として、「溜め」という言葉を用い、溜めの機能が備わっているものとして、お金(十分な貯金)や人間関係の溜め、精神的な溜めなどを挙げている。ここでの「ため」もそうした概念を指していると考えられる。

と、「冷たい母親」というより「支援が必要なのに孤立していく母親」として描かれているといえる。これ以降、児童虐待・乳児遺棄事件の容疑者の母親はこのように描かれることが多い。

2 点目は、近年の「妊婦」や「性教育」への注目度の高まりである。4-1 の量的な分析の結果からは、2010 年代後半に未成年女性や妊婦を扱う記事数が増え、2018 年は特に未成年女性の割合が大きくなっていることが読み取れた。内容をみても、「妊娠・出産 10 代の母：5 情報編 産前から支援、成長促す」(2018.3.2)、「高校生の妊娠、望まぬ退学 公立 15・16 年度、勧告受け 32 人」(2018.3.31)などの「10 代の母」の存在や彼女らへの支援を訴える記事が確認できる。あるいは、「東京都足立区の区立中学校で今月行われた性教育の授業」を、「『性交』『避妊』『人工妊娠中絶』という言葉を使い、説明した点」で「不適切だとして、東京都教育委員会が区教委に対して近く指導をする」ことを報じる記事(2018.3.24)やそれに呼応して都教委を批判し性教育の大切さを訴える社説 (2018.4.14)がみられる。3 月 24 日の記事には、都教委の批判に対して区教委が「10 代の望まぬ妊娠や出産を防ぎ、貧困の連鎖を断ち切るためにも、授業は地域の実態に即して行われ、生徒と保護者のニーズに合ったもの」だという反論も掲載されている。これらからは、以前は主にシングルマザーなどの「子育て期の母親の貧困」に焦点が当てられていたが、近年「妊婦」段階へのアプローチの大切さにも光が当てられるようになったことが読み取れる。また、「10 代の母」への注目の高まりは、3-2 でみた以外の「母親」と「子ども(少女)」を繋ぐ方法の多様化ともいえるだろう。

以上の 2 点から読み取れるのは、以前は貧困者としての母親像は主に「苦しくとも頑張る母親像」であり、対立するものに「冷たい母親像」があったが、近年は「苦しくとも頑張る母親像」に「支援が必要な母親像」「(支援が必要な)妊婦像」が加わり、同じ母親像が広がったということである。「女性の貧困」の中で描かれる女性の主要な位置を占めるのは「母親」であるが、その範囲は広がり、また絶えず「子ども」と結びつけられてきたといえる。

4-2-3. 「女性の貧困」の定義の難しさ、問題化のされやすさとされにくさ

最後に、コロナ禍以前の記事全体を通しての気づきをまとめておく。1 点目は、記事の選定がそもそも難しく、分析対象に含めた記事の中でも、「貧困」に関するクレームかどうかの判断に迷うものが多かったということである。これは今までにも確認している通り、様々

な話題と絡めて語られることも一因だと考えられる。先に、「女性の貧困」とは「特定の層に属する女性の絶対的または相対的貧困」あるいは「貧困をジェンダーの観点から捉えた際の女性一般に関する問題」だと定義した。しかし、「貧困」との繋がりとは類推できるものの明言はされていない問題などもあり、「女性の貧困」問題と言えるか判断に迷うものも少なくない。「女性の貧困」問題は、「女性差別」(2014.8.5; 2014.9.5 ほか)や「性暴力・DV 被害」(2008.10.1; 2010.5.13; 2019.1.25 ほか)、『『女性活用』政策・言説への違和感」(2014.8.1 ほか)、「子どもの貧困」(2014.7.28; 2012.12.12 ほか)、あるいは「扶養制度などによる(専業)主婦の貧困リスク」(2014.8.3; 2019.10.10 ほか)、その他「女性の貧困」の広がりとしての「男性の非正規雇用化」(2008.10.1 ほか)や「父子家庭の貧困」、「定年後の男性の困難」といった「性別役割分業や伝統的な家族観のひずみによる男性の困難」(2009.5.5 ほか)問題などの間で絶えず動いており、文献の言説を参考にしてもたびたび判断に迷う場合があった。

2 点目は、「貧困」は現状のみではかなり悲惨な様子や強いメッセージを打ち出さないと問題化せず、権利を訴えるような問題化の仕方は難しいということである。たとえば、「子どもの貧困」「貧困の連鎖」に直結する「シングルマザー・母子家庭の貧困」、特に「食べるものがない」「医療機関にかかれない」などの「シングルマザー・母子家庭の絶対的貧困」は繰り返し報じられている(2015.10.14; 2015.12.20 ほか)。一方、単身高齢女性の貧困率が高いこともしばしば提示されるが、量的分析でも見た通り高齢女性を扱う記事はさほど多くない。記事では、「高齢女性の貧困」そのものではなく、「財政危機」に繋がる「将来的な貧困高齢女性の増加」に対する警鐘が鳴らされ、その「予備軍」として「若年女性」や「非正規中年シングル女性」が位置づけられることで、彼女たちの「貧困」は問題視されている。「若年女性の貧困」は加えて「未婚率の上昇」そして「少子化」を招くとされることでより問題視される。それに加え、記事では「女性の権利の主張へのためらい」に言及するクレームがたびたび見られた。働きつつ子育てもする女性たちへ「なぜもっと権利を主張しないのか」と労うもの(2013.9.26)や、「女性の活用が日本経済に有意義である」ことを「女性の権利のためだけではない」と前置きして主張するもの(2010.7.28)などである。特に 7 月 28 日の記事の文言からは、わざわざこう断らないと訴えにくいという考えが感じられた。東京都議会で妊娠・出産をめぐる支援体制について質問していた女性議員に対する男性議員からの「早く結婚した方がいいんじゃないか」というヤジや、未婚の母など多様な家族の形を認めるべきとのクレームに対する「伝統的な家族観が揺らぎ絆が薄れてしまう」という反論などを伝える

記事もあるが、こうした男性からの揶揄や保守層からの反発を考慮してのことだろうか(2013.7.14; 2014.7.27; 2019.12.13 ほか)。

3 点目は、前節までの気づきや前述の例からも読み取れるように、「母親(になる可能性が十分にある女性)」の方がそうでない女性より問題化されやすいように思われることである。それゆえ両者の問題はなかなか一つの「女性の貧困」問題として結びつけられにくいように感じられる。「女女格差」を訴えるクレームは文献だけでなく記事(2008.6.1 ほか)でも確認できたが、こうした問題化のされ方は図らずも女性の分断を強化する可能性があるともいえるだろう。

4-3. コロナ禍以降の「女性の貧困」に関する新聞記事の特徴

4-3-1. コロナ禍以降の新聞報道の概要

前節までのコロナ禍以前のクレームの特徴も踏まえ、本節ではコロナ禍以降のクレームの特徴について整理する。まず、コロナ禍以降の新聞報道の全体像を明らかにしておく。

コロナ禍以降の記事は全部で 23 件である。主な話題には、特にコロナと関連づけられるものとして「母子家庭(≡子育て世帯・母親)の困窮」、「児童虐待増加の懸念」、「女性の家事・育児負担増加」、「女性一般の貧困懸念」、「特別定額給付金の給付の仕組みへの疑問・批判」、「お笑い芸人の『風俗嬢』に関する発言」関連、「貧困や性搾取の深刻化」への言及などがあった。

「母子家庭(≡子育て世帯・母親)の困窮」について、母子家庭に限らず「子育て世帯への打撃」(2020.7.5)などを訴えるものもあるが、やはり母子家庭の話が大きく扱われることが多い。たとえば、「2 月末からの小中高校などの臨時休校」により「子どもが自宅にいる時間が増え」、「食費や光熱費が増加」(2020.3.15)したことや「コロナによる経済打撃」が、「不安定雇用が多く、もともと収入が少ない」ひとり親世帯の「家計を苦しめている」というものである(2020.5.21 ほか)。そうした状況の派生として「児童虐待増加の懸念」も報じられる(2020.5.6)。「休校」で「家にいる時間が増えた子ども」がしばしば「生活不安や苛立ちを感じ追い詰められている母親」に手をあげられているというのがその状況説明である。

「女性の家事・育児負担増加」は、「新型コロナウイルス感染症対策の外出自粛などの影

響」によって起こったとされる。それに対応して『『女性活躍加速のための重点方針 2020』²⁰に対策を取ることが明記」されたことを伝える記事(2020.7.2)がある。

「女性一般の貧困懸念」を報じる記事では、「サービス業など非正規雇用の仕事に就いている女性の貧困化が心配」「働く女性の半分以上が非正規雇用」(2020.4.14)といった内容や、「非正規の働き手が前年同月より 97 万人減り、このうち女性が 71 万人を占めた」(2020.5.30)という文面がみられる。

「特別定額給付金の給付の仕組みへの疑問・批判」を投げかける記事では、「(国民 1 人につき給付されるはずの 10 万円を)夫が独り占めした。子どもの分も合わせると、離婚のための別居資金にできたのに悔しい」といった声や、内閣府が開設した相談機関にも「世帯主である配偶者や親から暴力を受けていて給付金を受け取れるか不安だ、といった相談が寄せられている」ことが紹介される。それと同時に、「今回の給付金は、DV被害で別居している配偶者などを例外として、受け取る権利のある『受給権者』を住民票の『世帯主』に限定」しているとして、「個人に権利はあるけれど便宜上、世帯主が家族の分をまとめて受け取る形とは、根本的に違うこと、そして「この制度設計のおおもとには、高度成長期まで中心であった、男性が家計を支え 片働き世帯を標準的な家族の形と政治家がまだ錯覚しているという問題」があるという専門家の指摘が掲載されている(2020.6.14 ほか)。

「お笑い芸人の『風俗嬢』に関する発言」とは、とある著名なお笑い芸人が、自身がパーソナリティーを務めるラジオにて、リスナーの「コロナ禍で風俗に行けない」という嘆きに答える形で発言した「コロナが収束すれば、かわいい女の子がお金に困って風俗嬢をするはずなので、楽しみにしていよう」という趣旨の一連の励ましである。これに対し「風俗産業が女性の貧困のもとに成り立っていることを肯定する発言だ」などの批判がインターネット上で起こり、当の芸人は「コロナをはじめ、経済的な問題で生活が苦しくて、やむをえず風俗業に就く方がいらっしゃる事への理解や想像力を欠いた発言」をしてしまったとして謝罪する事態になった。この騒動に対し、批判の声が多数紹介される一方で、「発言は人の『転落』を喜んだことが問題とされたが、風俗で働くこと自体を『転落』と断定するような批判もまた差別を助長しかねない」(2020.5.4)という専門家の声や、「発言の不快感をめぐり、セックスワーカーは社会の犠牲者か、労働者かという人々の対立が激化した」(2020.5.9)とい

²⁰ 女性の活躍を加速するために、毎年 6 月をめどに決定される方針。各府省の概算要求への反映を図っていくとされる(男女共同参画局 2021)。

う性産業従事者当事者からの意見も掲載された。

「貧困や性搾取の深刻化」への言及は、対象記事では「10代女性の支援団体を視察した際の与党議員の振る舞い」を批判する記事(2020.4.28)に一言あるのみで具体的な説明はない。ただし、後述するように「貧困」の語を含まない記事には「10代の妊娠相談件数増加」を報じるものがある(2020.6.2)。これは「10代女子」が「休校や親の不在」で「レイプや家庭内での性虐待」も含む「性交渉の機会が増えた」ために「妊娠相談に至っている」可能性を示すものであり、前述した「貧困や性搾取の深刻化」とはこのようなことを指していると推測できる。

女性に限らないが、「生活困窮に縁のなかった層の困窮」を伝える記事もみられた(2020.5.30)。その他、特にコロナとは結びつけられていないが、「シングルマザー・母子家庭の貧困」(2020.3.19 ほか)、「養育費不払い」は引き続き問題化されている。また、近年よく聞くようになった「SDGs」や「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」との関連で女性の貧困や困難が語られる記事もみられた(2020.3.19; 2020.5.23)。

4-3-2. 「家の中」問題の表問題化と弱まる「貧困」との結びつき

コロナ禍以前一般の記事と比較していえることも補足しておく。まず、記事数や扱う貧困者については4-1で確認した通り特に目立った点は見当たらない。

一方、コロナ禍の話題の大きな特徴として、「緊急事態宣言」などにより人々が「外出自粛」すなわち「家の中」にいることを求められたことが挙げられる。「女性の家事・育児負担増」「児童虐待増加の懸念」といった問題はその結果起こったとされる。加えて、「(10代)女性の貧困や性搾取の深刻化」への言及がみられる記事もあった。このように、「外出自粛」により家庭内で「女性が負担を強いられ」たり、「暴力の加害者」あるいは「被害者」になったりしていることが問題視された、つまり「家の中」の問題が表問題化したのは、コロナ禍特有の「女性の貧困」報道への影響であったといえるだろう。

また、コロナ禍以降には実際「10代の妊娠相談件数増加」や「女性のDV被害相談増加」(2020.4.1 ほか)といった報道もある。しかし、これらの記事は「貧困」という言葉を含んでおらず、今回検索時にはヒットしなかった。このことは、これらの問題を語る際に「女性の貧困」との関連性について言及されなかったということを意味する。「貧困」という言葉で

表したり「貧困」と結びつけたりするには時期が早すぎたのか、もしくはもはや「貧困」という言葉以外の表現で問題化されるようになりつつあるのかもしれない。

4-3-3. 「露呈した脆弱性」と「女性の貧困拡大懸念」

ここで、よりコロナ禍以降の新聞記事の特徴を明らかにするため、視点を変えてみたい。「コロナ禍」は日本社会や地球全体に大きな影響を及ぼした“有事”であるため、同様に“有事”といえる「リーマン・ショック」や「東日本大震災」の後の新聞記事の特徴とも共通する点があるかもしれない。あるいは相違点が見当たれば、より「コロナ禍以降」の新聞記事の特徴が明確になるだろう。リーマン・ショックは2008年10月にアメリカで起こった株価暴落が世界経済に悪影響を与えた出来事であるため、便宜的に「リーマン・ショック後」を2008年10月から2009年12月としたところ、該当する記事は30件であった、また、東日本大震災は2011年3月11日に東北地方を中心に発生した大規模災害であるため、「東日本大震災後」を2011年3月12日から2012年12月としたところ、該当する記事は20件であった。

まず、共通点をみていきたい。リーマン・ショック後とは比較的似ている点が多く、共通点としては「母子家庭の困窮」を訴えるクレーム(2008.10.16; 2020.5.21 ほか)が多いことや、「定額給付金の給付の仕組みへの疑問・批判」が問題化していることが挙げられる(2008.11.29; 2020.6.14 ほか)。後者の問題に関して、制度上の家族観を問う問題が再燃したのはコロナ禍の特徴といえる。また、リーマン・ショック後では「女性の貧困」に限らないが、「不況による貧困拡大懸念」に言及されている記事はどちらの時期にもみられた(2009.3.17; 2020.5.30 ほか)。一方、東日本大震災後にも苦労を強いられている人たちとして「母子家庭」が挙げられている(2011.12.26)ものの、「女性の貧困」に直接関係する話題や語りの上での共通点はあまり見られない。ただし、「女性の貧困」に限らない一般的な言説としては「(震災あるいはコロナが)今まで見て見ぬふりをしてきた社会の脆弱性や悪い面をあらわにした」というもの(2012.4.15)が、コロナ禍以降にもよくみられた。たとえば「コロナ危機は、豊かな社会でギリギリの生活をしていた人がどれだけ多かったか、社会の安全網がいかに足りなかったかを、明らかにしている」という文言が確認できた(2020.5.23)。

次に、相違点を確認する。リーマン・ショック直後には、「非正規雇用」を問題化する記事

は散見されるものの、特に女性に非正規雇用が多いことにはあまり言及されていない²¹。しかし、コロナ禍では「非正規雇用が多い女性一般の貧困化」を懸念する記事が多くみられる。これは大きな相違点の 1 つである。また前述したように、コロナ禍では母子家庭に限らず「子育て世帯への打撃」などを訴えるものも見受けられ、「困難を感じる母親」が「シングルマザー」に比較的偏っていないのも異なる点である。これらに比べると、東日本大震災後のクレイムはかなり質の違うものだといえる。3-1 では「震災後は『復興』が問題の優先事項となり、それまで熱を持っていた『貧困』問題が沈静化した」(湯浅・仁平 2018)とされることを確認したが、そのことがここからも読み取れるといえるだろう。東日本大震災は、リーマン・ショックやコロナ禍と異なり、少なくとも直後は「女性の貧困」ひいては「貧困」と結びつけられることが少なかったのだと考えられる。これは、震災が影響を与えた規模が、やはり被害の大きかった東北地方に限定されたためにリーマン・ショックやコロナ禍に比べ小さいとみなされたことや、たとえ被災地の生活が苦しかったとしても、それを「貧困」というよりは「被災」の悲惨さとして問題化する方が自然だったことが原因かもしれない。

5. 「女性の貧困」問題とは何だったのか

考察を深めるにあたり、コロナ禍以前の新聞記事で「女性の貧困」問題として描かれてきた事柄をいったん整理しておきたい。「女性の貧困」を問題視するクレイムにおいて「貧困者」として描かれる女性は様々なカテゴリーに属しており、その「貧困」の様相にも差異がある。また、「女性の貧困」は現状そのものが問題化されることもあれば、別の何らかの問題の「原因」や「結果」として問題化されることもあった。あるいは、その他の問題とも間接的に、もしくは相互作用的に関係する現象としても描写されていた。そこで、本節では「女性の貧困」問題はどういうことだとされてきたのかを、主に描かれる事例や因果関係、その他の問題との関係性に着目して整理したい。

²¹ 「リーマン・ショック時の大量雇い止め」を挙げ「非正規雇用の不安定さ」を訴える言説と「女性の非正規雇用率の高さ」への指摘が並列されている記事(2012.9.23)はある。これは「非正規が多い女性の雇用の不安定さ」を示唆しているようにも読めるが、それにしてもリーマン・ショック後当時よりやや遅れているといえる。

まず、「女性の貧困」そのものを問題化するクレームではどういった女性のどのような状況が描かれてきたのかをまとめる。その前に、新聞記事における「貧困」の定義を確認しておく。新聞記事では、基本的に「貧困」を「相対的貧困」の考え方に基づいて使用している。したがって、まず本節では、先に定義した「女性の貧困」のうち「特定の層に属する女性の絶対的または相対的貧困」を「〇〇女性の貧困」として、描かれる「貧困」の様相をみていくことにする。

主に問題な状況として取り上げられていたのは、「シングルマザー・母子家庭の貧困」、「若年女性の貧困・生活不安」、「非正規中年シングル女性の貧困・生活不安」、「高齢女性の貧困」、「主婦の貧困リスク」の5つである。繰り返しになるが、「シングルマザー・母子家庭の貧困」を問題視するクレームは分析期間を通じて変わらず常に言及されている。ここでは、シングルマザーの女性単体というより「母親と子ども」がセットで「貧困」である状況が描写される。典型的なのは、「母親は働いているが低収入で日々生活は苦しい」、「子どもたちの希望通りに勉学や習い事をさせてあげたいがなかなかかなわない」といったものである。特に、2010年代前後から2010年代前半頃までは「絶対的貧困」ともいうべき事例が多数報じられている。

「若年女性の貧困」を問題視するクレームの端緒は「現役世代(20～64歳)の3人に1人が貧困」ことを伝える報道である。「就職活動の際になかなか正社員として採用されない」「収入が不安定」だとされ、しばしば「このままじゃ結婚もできない」という当事者たちの声や専門家たちの懸念の声が紹介される。

「非正規シングル中年女性の貧困」は「若年女性の貧困」の延長線上で再度問題化した。ここでは特に「就職氷河期世代(ロスジェネレーション世代)にあたる女性たち」が「新卒時派遣などの非正規雇用職に就いたのち、なかなか正規職になれない」様子や、「きつい仕事に就きつつ不安定な雇用と収入に不安を感じている」様子、「疎外感」を感じている様子が描写される。

「高齢女性の貧困」へのクレームでは、「単身高齢女性の過半数が貧困である」という調査結果が伝えられる。しかし、他の女性たちの貧困と異なり、現在の状況そのものを問題視したり、具体的なエピソードを伴って訴えたりするクレームはあまり見られない²²。

²² ただし、今回分析対象から除いた「高齢者の貧困」を訴える記事では、高齢女性の事例もみられた。

最後に、「主婦の貧困リスク」に対するクレームだが、これは「リスク」という言葉をつけたように、厳密に言えば「貧困であること」を問題視するクレームではない。つまり、「現在は稼ぎ主の夫と、たいていの場合子どもをもつ、専業主婦あるいは扶養を超えない程度にパートなどで働く女性」たちの「不安定さ」、すなわち「夫との離死別のち貧困になりうるリスク」を問題視するクレームである。そこでは、「働きたいが扶養制度やフルタイムで働く大変さが足かせになっている」という状況も描写される。

このように、問題として具体的な事例が描かれるのは、「女性の貧困」のうち「〇〇女性の貧困」であるといえる。

次に、狭義の「女性の貧困」の「原因」あるいは「結果」とされてきた問題に着目し整理する。「女性の貧困」へのクレームにおいて、狭義の「女性の貧困」は前述したような「〇〇女性の貧困」である場合と、「女性一般の貧困」である場合がある。これらと直接的に結びつく問題を、後者から順にみていきたい。

まず、「女性一般の貧困」は、「日本における男女差別・性別役割分業とそれに基づくないしそれを支える様々な制度や仕組み」が原因だとされる。そして、「女性一般の貧困」の結果起こるのが「子どもの貧困」ないし「貧困の連鎖」や「少子化の進行」、「将来的な財政悪化・財政危機」である。ただし、「子どもの貧困」や「貧困の連鎖」は主に「シングルマザー・母子家庭の貧困」、「少子化の進行」は主に「若年女性の貧困」、「将来的な財政悪化・財政危機」は主に「若年女性・非正規中年シングル女性の貧困」の結果とされるものである。「女性一般の貧困」クレームでは、こうした大きな構造的問題が指摘される。

「〇〇女性の貧困」クレームで指摘されるのは、こうした「女性一般の貧困」の原因や結果とされた問題を細分化した問題である。まず、「シングルマザー・母子家庭の貧困」は、「母親たちの非正規雇用率の高さ」、「非正規雇用であるがゆえの低賃金・低収入」、また「離婚した男性の養育費不払い」などが原因であり、その結果「子どもの貧困」ないし「貧困の連鎖」が起こることが問題視される。また、「シングルマザーの貧困」が「乳児遺棄」や「児童虐待」に繋がるとの指摘もある。

「若年女性の貧困」の原因は、同じく「女性たちの非正規雇用率の高さ」と「不安定収入」、さらに「男性の非正規雇用率増加・収入減」による「“社会保障としての結婚”神話の崩壊」である。つまり、女性自身の低収入と、従来の「標準家族モデル」においては彼女たちの夫であり家庭の稼ぎ主となるとされてきた男性も低収入であることから、結婚すれば経済的に

安定するという状況が成り立ちにくくなっていることが原因とされる。「若年女性の貧困」の結果起こるのは、「未婚率の上昇」ゆえの「少子化」と「単身貧困高齢女性の増加」、そしてさらにそれによる「将来的な財政悪化・財政危機」である。

「非正規シングル中年女性の貧困」も、「若年女性の貧困」と類似している。「主に就職氷河期からの非正規雇用拡大」と「非正規雇用率の高さ」が原因であり、結果として「単身貧困高齢女性の増加」と「将来的な財政悪化・財政危機」を招くとされる。

一方、現状の「単身高齢女性の貧困」の原因や結果への言及はあまりない。

「主婦の貧困リスク」については、「子育てとの両立が困難な労働環境」、「性別役割分業意識」、「保育サービス不足」、「配偶者控除などの扶養制度」が原因であり、結果として「シングルマザー・母子家庭の貧困」、「夫によるDVからの逃避困難」などが挙げられる。

次に、周辺の諸問題としてはどのようなものがあるとされてきたのか、それは「女性の貧困」とどのように結びつけられてきたのかを整理する。ここで扱う諸問題には、主としてしばしば「貧困」に付随する「女性の生きづらさ」の問題と、「女性一般の貧困」の根本的原因であるとされる「日本における男女差別・性別役割分業とそれに基づくないしそれを支える様々な制度や仕組み」が男性にもたらす問題の2つがある。

「女性の生きづらさ」に分類されるような問題としては、「女女格差」、「非正規中年シングル女性の疎外感」、「『女性活用』政策・言説への違和感」、「望まぬ/予期せぬ妊娠」などが挙げられる。また、「貧困」と必ずしも因果関係にあるわけではないが、しばしば「貧困」とされる女性たちと結びつく状態や経験として「DVや虐待などの被暴力経験」、「性産業・水商売への従事経験」が挙げられる。

男性にもたらす問題としては、「父子家庭の貧困」、「退職後の男性の困難」、「非正規雇用の増加による(若年)男性の貧困」などがある。

ここまで、主にコロナ禍以前の記事で描かれてきた「女性の貧困」問題とは何かということについて整理を進めてきた。以上の結果を踏まえると、「女性の貧困」問題とはすなわち、狭義の「女性の貧困」、それと因果関係にある諸問題、それに付随する諸問題などをひっくるめた問題群であったということができよう。

6. 理論的考察

6-1. 本章で用いる概念

本章では、新聞記事分析の結果をもとに、レトリック分析による理論的考察を行う。まず本節では、本章で用いる理論や概念を概説する。

レトリック分析では、ベストのクレイムにおけるレトリック上の論理構造に関する理論、そしてイバラと Kitsuse の提唱した「レトリックのイディオム」と「対抗レトリック」の類型化に関する理論を用いたい。

ベスト (Best 1987=2000) は、社会問題のクレイムを「前提」、「論拠」、「結論」からなるとしてモデル化した。中河 (1999) の説明を借りるならば、「前提」(中河は「データ」と呼ぶ) とは「事実」の提示を指し、そこには問題の定義・問題の実例・問題規模の見積もりが含まれる。「結論」とは、そうした「事実」を踏まえて示される解決策である。そして前提と結論を結びつけるのが「論拠」、すなわち「因果関係や価値や世界観に関わる暗黙の想定」である (中河 1999: 164)。

一方、イバラと Kitsuse (Ibara and Kitsuse 1993=2000) の提示するレトリック分析の枠組みは、ベストの言う「論拠」に当たる部分を類型化したものだといえる。イバラと Kitsuse はレトリックを四つの次元に区別したが、そのうちの一つが「レトリックのイディオム」である。これは、ある問題がなぜ望ましくない状態なのかを説得する際に、道徳的意義を付与するために使われる、日常言語に根ざした言語表現である。中河 (1999) によれば、イバラと Kitsuse は、レトリックのイディオム (中河は「社会問題のレトリック」と呼ぶ) として「喪失のレトリック」、「権利のレトリック」、「危険のレトリック」、「没理性のレトリック」、「災厄のレトリック」を例示する。「喪失のレトリック」とは、無垢、美、純粋、自然、文化的伝統などの「望ましき」を示すことばと結びつけられ、それが現在直面している価値破壊の危機から守らなければならないと訴えるものである。「権利のレトリック」は、あらゆる人が平等な制度的アクセスを保障されるべきであると訴えるものであり、価値基準には平等主義や相対主義が、困った「状態」の説明には差別、非寛容、抑圧などの言葉が用いられる。「危険のレトリック」とは、特に医学的・科学的見地から、「客観的」に人々の健康や身体への安全への危険が提示されるものである。「没理性のレトリック」とは、判断力が不十分とされる人々を「犠

犠牲者」とし、彼らが不当に搾取されていることを訴えるものである。「子ども」というカテゴリーは、未発達で無垢なイメージと強く結びつけられた、非常に効果的な「犠牲者」類型の一つとされる。「災厄のレトリック」とは、ある問題に対策をしなければ予想だにしない大規模な災禍が起こるとして警鐘を鳴らすものである。この特徴は、多くの「派生的な問題」の根源的要因として、たとえば資本主義の体制矛盾などの大規模な災厄の「状態」を示し、それを通じて複数のクレーム申し立て活動を一つのレトリックにまとめ直すという点にある。

さらに2人は、各種の社会問題のレトリックを使った「問題な状態」についてのクレームに対してしばしば申し立てられるさまざまな反論を対抗クレームとし、対抗クレームは大きく分けて2種類あるとした。1つは、「ほんとうの問題はこれだ」という形で、ある「状態」についての前述したレトリックのイディオムに別の「状態」についてのレトリックのイディオムをぶつけるというやり方である。もう1つは積極的に何かを主張するのではなく、相手の問題についての記述や主張を掘り崩し、問題化の試みを無効化するような対抗レトリックを使うやり方である。

さらに、この対抗レトリックは、「その状態が問題だ」という主張を一応肯定した上での反論である共感的レトリックと、なされた主張を頭から否定する反論である非共感的レトリックの2つに分けられる。共感的レトリックとして2人は「自然現象化のレトリック」、「対策にかかるコストのレトリック」、「無能力の表明レトリック」、「パースペクティブ化」、「戦術への批判」の5つを挙げる。「自然現象化のレトリック」は、「問題」だとされた事柄を天災のようなどうしようもない性格のものとして定義し、その「解決」の不可能性を示唆するものである。これと地続きなのが「対策にかかるコストのレトリック」で、これは「解決」は不可能ではないが、そのためのコストを考えてみるべきだというものである。「無能力の表明レトリック」は、「問題」についての指摘はもっともだが、自分には解決する能力がないとするものであり、「パースペクティブ化」は、言いたいことは分かるとしつつ「いろいろな考え方の人がいるのであなたの主張は一つの意見として承ろう」といなすものである。「戦術への批判」は、クレームには賛成する一方で提示された「解決法」を批判するものである。また、非共感的レトリックには、「パタン解体」、「逸話語り」、「非誠実の対抗レトリック」、「ヒステリアの対抗レトリック」の4つがあるとする。「パタン解体」は、「問題な状態」とされるものは互いに関係がない個別の事例の集まりから間違った推論によって抽出された

パターンであり「問題」とするに値しない、と正面きってクレイムを無効化するものである。これと類似するがやや素人っぽいものが「逸話語り」で、これは「問題な状態」にあてはまらない個別的なエピソードを示すことで、その問題提起の信頼性を低めようとするものである。「非誠実の対抗レトリック」は、クレイムを申し立てる者が実は他の意図や目的を隠しているという、一種の「暴露」すなわち動機の付与に依拠したものである。「ヒステリアの対抗レトリック」とは、クレイムを申し立てる人や団体の道徳的判断は「非合理的」で「感情的」な要素の影響下で行われたとし、よって相手のクレイムには信頼性がないと結論づけるものである。「魔女狩り」や「ファシズム」はこうした形の論駁を行うときに使われる常套句であるとされる(中河 1999)。

最後に、「ドメイン拡張」の概念についても説明する。クレイムは、静的ではなく絶えず変化し続ける性質をもつ。そのため、たとえば、ある状態に関するクレイムが一旦確立されたのち、それに基づき新たなクレイムを追加して唱える、ということも可能になる。ベストは、そのような手法の一つとして「ドメイン拡張」という概念を導入した(Best 2008: 47)。ドメイン拡張とは、ある状態についてのクレイムがうまく確立された後、そのクレイムが問題視する対象をより多くの現象に拡張することである。「ドメイン拡張」の一例としては、当初は乳幼児に身体的暴力を加えることが問題視された「児童虐待」という現象が、より広い年齢の子どもを対象としたものになり、さらに精神的な危害を加えることも問題視されるようになった、ということが考えられる。

6-2. 「女性の貧困」はどのように描かれてきたのか——クレイムの論理構造と

レトリックに焦点を当てて

6-2-1. 「前提」——複雑な因果関係や関係性提示による「女性の貧困」の定義と

規模見積もりの困難

前章では、新聞分析の結果から読み取れるこれまでの「女性の貧困」の描かれ方を、話題や関係性に着目して整理した。本節からは、「女性の貧困」がどのように描かれてきたのかを、クレイムの論理構造モデルを土台に、レトリックのイディオムと対抗レトリックも用いて明らかにする。同時に、「女性の貧困」に特有の問題化する上での困難の有無についても

考えたい。4-2-3 でみたように、「女性の貧困」には比較的問題化しやすいクレームとしにくいクレームがあるように思われた。しかし、それは「貧困」一般に当てはまる困難で、「女性の貧困」特有のものではないかもしれない。そうしたことについてもレトリック分析から考察を試みる。

ベストが提唱したのは、クレームの論理構造を「前提」、「論拠」、「結論」に分けるものであった。このモデルに基づけば、「女性の貧困」問題の「前提」、「論拠」、「結論」がどのように機能しているのかを考えることができる。

まず、「前提」部分について考えたい。「前提」には、問題の定義、問題の実例、問題規模の見積もりが含まれる。前章や前節でも指摘した通り、「女性の貧困」に関する新聞記事では、「女性一般の貧困」問題や「〇〇女性の貧困」問題がその他様々な問題や話題と関連づけられてクレームが申し立てられていた。端的に言えば、この「様々な話題と関係づけられすぎている」ことが「前提」を不明瞭にさせている、というのが本節の結論になる。

その理由は大きく分けて2点ある。1点目は、「女性の貧困」問題においては——そしてこれは「貧困」問題一般においてもあるのだが——「ドメイン拡張」が「女性の貧困」問題の定義や実例の理解を難しくしているからである。まず、新聞報道では、基本的に相対的貧困であることを「貧困」としていた。しかし実際に報道で目立つのは「シングルマザー・母子家庭の貧困」の事例で見られるような「絶対的貧困」や「社会的排除」の描写である。「絶対的貧困」、「相対的貧困」、あるいは「社会的排除」といった概念は理解が難しい。また、前章でみたように「女性の貧困」問題とその他の様々な問題の因果関係や関連づけは非常に複雑である。そのため、記事上では、問題としている事柄が「女性の貧困」なのか、「女性の不利益や困難」なのかが曖昧である。これは、当初は「〇〇女性」の「絶対的貧困」としてイメージされた「女性の貧困」問題が、「ドメイン拡張」によってそれにとらわれない様々な問題のイメージにまで広がったことによる弊害ともいえる。

もう1点は、「女性の貧困」の中における「〇〇女性の貧困」問題間や、「女性全般の貧困」問題とその他の諸問題間の関連づけが不十分なために、「女性の貧困」問題の規模が分かりづらいからである。たとえば、「高齢女性の貧困」は現在すでに存在する問題であり、それも「日本における男女差別・性別役割分業とそれに基づくないしそれを支える様々な制度や仕組み」が引き起こす「女性一般の貧困」の一部のはずである。しかし、新聞記事では「将来的な高齢貧困女性増加」が「若年女性の貧困」や「非正規中年シングル女性の貧困」の進行

の「結果」かつ「財政悪化・財政危機」をもたらしうる「原因」として描かれるだけで、現在の各女性の問題同士を繋げるようなクレームは申し立てられない。それどころか、しばしば「高齢女性の貧困」は若年女性や非正規中年シングル女性にとって、「なりたくないがそうなることが予想される不安な未来」像として描かれる。そのため、それぞれの問題は「女性一般の貧困」だという理解がされにくくなり、問題の規模は「高齢女性」「若年女性」「非正規中年シングル女性」に当てはまる女性それぞれだと認識されるにとどまる。また、「女性の貧困」とその他の諸問題は、たとえば「乳児遺棄・児童虐待」の「原因」の1つに「シングルマザーの貧困」がある、といった形で、「女性の貧困」問題の一部とその周辺にとどまり「女性一般の貧困」との結びつきが論じられないことがある。このように、「〇〇女性の貧困」問題同士やその他の諸問題が、1つの大きな「女性の貧困」という問題に収束せず、個々の問題と周辺での問題化にとどまっている限り、「女性の貧困」という問題の規模の見積もりも困難になってしまうのである。

したがって、「女性の貧困」として提示される問題は、様々な話題と複雑に関連づけられることで、かえって問題の定義や実例の理解、問題規模の見積もりが困難になっており、「前提」部分が不明瞭になっている可能性がある。

6-2-2. 「論拠」——「貧困」定義の曖昧さと有力な対抗クレームによる「女性一般の貧困」クレームの有限性

次に、「論拠」部分について考察する。ここでは、イバラとキツセが提唱している、社会問題のレトリックのイデオロムと対抗クレームのイデオロムを用いて分析を試みる。「論拠」部分に欠陥がある、すなわちレトリックのイデオロムが有効でない、あるいはより有効な対抗クレームが存在することが確認されれば、それも「女性の貧困」を問題化する上での困難といえるだろう。

まず、「女性の貧困」、すなわち「女性一般の貧困」ないし「〇〇女性の貧困」を問題視するクレームについて考える。まず、「喪失のレトリック」に当てはまるものはあまり見られない。比較的よくみられるのは、たとえば「シングルマザー・母子家庭の貧困」クレームに見られる「食べるものがない」「医療機関にかかれない」といった描写で、これは生存の危機を問題視する「危険のレトリック」にあたる。つまり、「女性の貧困」に限らず「絶対的貧

困」を訴えるクレーム全般は「危険のレトリック」だといえるだろう。これは比較的問題化されやすく、「〇〇女性の貧困」でも問題化に成功している。では「相対的貧困」全般はどうか。これは「権利のレトリック」といいいいだろう。ただし、前にも確認した通り、「相対的貧困」は理解を得るのが難しいこともあるため、「女性の貧困」問題において「権利のレトリック」はあまり有効に作用しない場合がある。これについてはのちほど考える。また、「子ども」に関連するクレームの論拠も見られるが、これは「没理性のレトリック」といえる。たとえば「シングルマザー・母子家庭の貧困」は「子どもの貧困」に直結し「貧困の連鎖」を引き起こすとして問題視されるが、それは「非がなく力もない子どもが不当に未来の選択肢を奪われることはあってはならない」からである。これは、「子どもの権利」への主張を含むため「権利のレトリック」ではあるが、「自分に責任がないのに非力な子ども」を守ろうとする点で「没理性のレトリック」でもある。この意味で、女性に限らずそもそも「子どもの貧困」は「没理性のレトリック」に支えられているといえよう。「母親」と「子ども(少女)」を結びつける「JK ビジネス」や「10代の母」などの問題全般でも「没理性のレトリック」は有効に作用していると考えられる。一方、「女性一般の貧困」は「災厄のレトリック」と結びつくことが多い。なぜなら、「日本における男女差別・性別役割分業とそれに基づくないしそれを支える様々な制度や仕組み」を温存し「女性一般の貧困」を放置すると、「少子化の進行」や「財政悪化・財政危機」を招く、というのが「女性一般の貧困」を問題視する典型的なクレームだからである。

では、対抗クレームはどうだろうか。まず、対抗レトリックを含まない別問題を重視して反論する対抗クレームを考えると、「男女差別・性別役割分業とそれに基づくないしそれを支える様々な制度や仕組み」を批判し多様な家族観を求めるクレーム全般に対する反対意見として、「伝統的な家族観が揺らぎ絆が薄れてしまう」という有力なものがある。「未婚の母も家族の形として認めよ」というクレームへの反論が一例だが、これは「結婚したのち子どもを産む」のが「伝統的な家族のあり方」であるため、それ以外を認めれば「伝統的な家族像が失われる」という「喪失のレトリック」である。次に、対抗レトリックを含むものを考える。まず挙げられるのは何度も触れている自己責任論である。これは「女性の貧困」に限らず「貧困」問題一般に見られる対抗クレームで、非共感的レトリックのうち「逸話語り」が用いられることが多い。つまり「自分も似たような状況だったが努力したから今がある」ことから「貧困は甘えや努力不足であり選んだあなたの責任だ」と主張するのである。また、

女性やフェミニストなどの「女性の権利を訴える発言全般への揶揄」がしばしばみられた。これらは暗に「女性・フェミニスト＝『非合理的』で『感情的』な人々が何か言っている」という嘲笑のニュアンスを含む。こうした揶揄は必ずしもきちんとした反論の形をとらないが、非共感的レトリックのうち「ヒステリアの対抗レトリック」を用いた対抗クレイムの役割を果たしているともいえるだろう。

以上のことを整理する。まず「女性の貧困」のうち、「〇〇女性の貧困」は「危険性のレトリック」や「没理性のレトリック」により問題化に成功している。一方、「女性一般の貧困」は「災厄のレトリック」ではある程度問題化できているものの、「相対的貧困」の描写を含む「権利のレトリック」では問題化が難しい場合がある。そして、対抗クレイムには、「女性の問題」全般に対する有力な対抗クレイムとして「喪失のレトリック」や「ヒステリアの対抗レトリック」を用いたものが、また「貧困」問題全般に対する有力な対抗クレイムとして「逸話語り」を用いたものがある。

このように、「女性の貧困」問題では主として「〇〇女性の貧困」とその周辺の問題、あるいは「絶対的貧困」が問題化には有効だが、「相対的貧困」も含む「女性一般の貧困」は、前述した「貧困」の定義の曖昧さと有力な対抗クレイムのために、問題化に限界がある。そのため、大きな問題としての「女性の貧困」全体を支える「論拠」は「結論」に繋がりにくくなっている。「論拠」が「結論」に繋がりにくくなっているとはどういうことなのかは、次節で詳述したい。

6-2-3. 「結論」——「女性一般の貧困」解決策提示上のパラドックス

最後に、「結論」部分について考える。ここでは、「女性一般の貧困」の「解決策」を提案するクレイムについて考えてみたい。前節まででも確認したように、「女性の貧困」の根本的「解決策」として提示されるのは、「伝統的な家族像・性別役割分業を解体せよ」というメッセージである。しかし、これは「喪失のレトリック」で拒否されたり、「女性の権利向上」と聞こえるために、女性以外すなわちたいい男性の一部からひんしゅくを買い「ヒステリアの対抗レトリック」としての揶揄で無効化されたりする。

一方、「今のままでは少子化が進行」し「将来的な財政悪化・財政危機を招く」ので、それの解決策として「女性を活用せよ」というものは、「女性の貧困」解決にも繋がるメッセージ

である。これは、「働き方改革」などの政策に繋がっていることから分かるように比較的問題化に寄与しやすいが、4-2-3 でみたように「女性の権利」支持者ないし当事者たりうる「女性」側からすると「活用される」という表現に抵抗を感じてしまう。

さらに、『女性の貧困』は『男性の貧困』にも繋がる問題である」として「解決」を求めるクレームに対しては、「ということは男も女も関係なく解決すべき問題である」という「賛同意見」が見られるが、これは対抗クレームとしての役割を果たし「女性特有の貧困ないし貧困リスク」問題としての「女性の貧困」は問題化されなくなってしまう。

このように、「女性一般の貧困」に対するクレームにおいて「解決策」を求めようとすると、こうしたパラドックスに陥ってしまう。したがって、「女性の貧困」の「結論」部分も、進展が難しくなっている可能性がある。

ここまで「女性の貧困」問題の「前提」、「論拠」、「結論」について考察を進めてきた。各部分について改めて確認したい。まず、「前提」部分は不明瞭になっている。これは、そもそも「貧困」という概念が難しいことと、「女性の貧困」として提示される問題が様々な話題と複雑に関連づけられることで、かえって問題の定義や実例の理解、問題規模の見積もりが困難になっているためである。「論拠」部分については、特に「女性一般の貧困」のクレームであまり有効に機能していない。クレームが有効なのは主に「〇〇女性の貧困」であって、「相対的貧困」を含む「女性一般の貧困」は、「貧困」定義の曖昧さと有効な対抗クレームによってしばしば無効化されてしまう。そのため、「結論」部分まで繋げることが難しい場合がある。根本的な「結論」は「男女差別・性別役割分業とそれに基づくないしそれを支える様々な制度や仕組み」であるが、それには有力な対抗クレームがあり、かといって問題化されやすい論拠をもつクレームは「女性の権利」や「女性特有の問題」という部分と矛盾してしまうのだ。したがって、ベストのクレームの論理構造モデルに則ると、「女性の貧困」は問題化が難しい場合があるといえるだろう。

6-3. 「貧困」そして「女性の貧困」が問題化する際の困難

ここまでみてきてまず言及しなければならないのは、「貧困」そのものの問題化の際の困難である。ルース・リスター(Lister 2004=2011)は『貧困とはなにか』で貧困について包括的に論じているが、本研究で確認できた「貧困」の問題化における困難を説明するのに有用

な知見を3点挙げたい。

1点目は、貧困の定義の難しさである。リスターは貧困の「概念」を貧困の意味、「定義」を貧困と非貧困の識別を表すものとし、定義を運用可能にする「測定基準」と併せて3者は混同されがちであり、区別すべきであると説く。

2点目は、「貧困」という言葉の厄介さである。この語は、「福祉受給者」であれ「犠牲者」であれ当事者にスティグマを付与する一方で、その強烈さでもって道徳的・政治的な異議申し立てを可能にする。つまり、「貧困」という言葉は当事者たちを傷つけ「他者化」を促進するが、「貧困」という言葉を用いない耳触りのいい言葉では十分に問題を訴えられない可能性がある。

3点目は、人権侵害としての貧困問題を提起することの難しさである。こうしたアプローチは徐々に増えており、貧困理解に一石を投じる重要なものではあるが、「政治的手段としての有効性は、……、約束と現実のギャップを埋められるかどうかで試される」(Lister 2004=2011: 235)とされる。

1、3点目の困難は「女性の貧困」の問題化の際にも確認できた。4-2-3や5章でみた通り、「女性の貧困」はなかなか定義が難しい問題群であったが、それは記事上に描かれる「概念」と「定義」が混同されていたからでもあり、「権利のレトリック」での問題化も難しい場合があった。また2点目については推測になってしまうが、書き手側も多かれ少なかれ意識し葛藤している可能性があり、そのため定義が難しくなっている側面もあるのではないだろうか。

その上で、「女性の貧困」に特有の困難も数点挙げられるかもしれない。

1点目は、女性が「産む性」であることによる困難である。4-2-3で「母親(になる可能性が十分にある女性)」とそうでない女性との報じられ方のギャップにより女性の分断が強化される可能性を指摘したが、そうした問題はここからきていると考えられる。

2点目は、「女性の権利」を求める際の難しさである。揶揄などの対抗クレームがあることに加え、「女性」の権利を訴えることは、しばしば女性以外(たいてい「男性」の一部)から反感に繋がる。

3点目は、「女性特有の問題」と訴えることの難しさである。6-2-3でみたように、「女性の貧困は『男性の貧困』の先行事例である」というクレームは「男も女も関係なく貧困を解決すべき」という反応を招き、女性特有の問題としてのクレームは無効化されうる。ただし、松本(2019)が言うように、「女性の貧困」という言葉が「貧困の種類の例示ではなく、貧困の

具体的な現れ方を例示するため、「貧困問題を分断するのではなく、理解を深め反貧困政策・実践の幅を広げるために」使用されているのであれば、この点はむしろ成功しているといえる。

このように、「女性の貧困」が問題化する際の困難には、「貧困」一般に当てはまるものと「女性の貧困」特有のものがあると考えられる。

6-4. コロナで「女性の貧困」ないし「貧困」の描かれ方はどのように変わったのか

ここまで、「女性の貧困」の描かれ方を、話題や関係性、レトリックに着目して整理してきた。またその過程で、「貧困」そして「女性の貧困」が問題化する際の困難についても考察を深めた。以上のことも踏まえ、本節では「女性の貧困」ひいては「貧困」問題一般の描かれ方がコロナ禍でどう変わったのか、今後どう変わる可能性があるのか、といったことについて考えたい。

コロナ禍は、日本社会全体かつ国際社会全体のかかなり広い範囲に大きな影響を及ぼした。日本社会に限っても、失業率の上昇、休業者・失業者の増加、経済の冷え込みは声高に言われるところである。

分析した記事では、「生活困窮に縁のなかった層の困窮」を訴えるクレームが見られた。また、「貧困」の語を含まず今回分析対象に入らなかった記事の中には、「10代からの妊娠相談件数増加」「女性からのDV相談増加」など、これまで「女性の貧困」の文脈で語られてきた話題が含まれていた。

このことから、まず、少なくともコロナ禍の渦中にある現時点では、「貧困」という語を用いた描写がそもそも適さないといえるかもしれない。実際、コロナ禍以降では「貧困」のほか「困窮」という語を使う記事が多くみられた。おそらく、コロナ禍直後の状況は「多くの人が貧困状態である」というよりも、「多くの人が短期間で困窮した」というように説明されるのがふさわしいとされているのだろう。そして、書き手の意図の有無は別として、こちらの方がより緊急性が高く、より説得力が強いクレームとして理解されやすいのではないか。

また、コロナ禍は、いうなればこれまで予想だにされていなかった「災厄」である。もちろん、『貧困』問題一般が『コロナ禍』を招いた」というような論の飛躍した説明は記事中では確認されていない。しかし、『貧困』の原因である『日本社会の脆弱なシステム』や『安

全網の欠如』が『コロナ禍で露呈している』という説明はなされている。それであれば、これまで「一部の人」の問題だとされることもあった「貧困」が、「より多くの人」の「貧困(困窮)」問題ないし「貧困(困窮)リスク」問題として捉え直される可能性がある。同時に、「コロナ禍」は、「貧困」問題全般に対する有力な対抗クレームであった「自己責任論」に対し、疑問を呈するための有力な事例の1つとして用いられるようになるだろう。

一方、「権利」と結びつく「相対的貧困」を問題視するクレームは、コロナ禍が続く限り、一時的にはあるかもしれないが少なくなりうる。もしかすると、これまで「貧困」問題とされてきた事柄全般が、今後は「人々の権利」よりもむしろ「災害対策」のためという「論拠」を伴って問題視されることが増えていくのかもしれない。

以上は、今後の「貧困」問題がどう語られていくのかという推測である。では、「女性の貧困」はどのように描かれていくのだろうか。コロナ禍では、10年ほど前の不況期と比べ「経済的打撃を受けた非正規雇用者には女性が多い」という指摘が多くなされている。また、「外出自粛などによる女性の家事・育児負担増」や「児童虐待(そしてDV)相談増加」といった「家の中」の問題の表問題化や、「特別定額給付金と『世帯主』」問題など制度上の家族観を問う問題の再燃化が起こった。これにより、「女性に関する問題」が総合的に論じられていく可能性がある²³。

また、「男女差別・性別役割分業とそれに基づくないしそれを支える様々な制度や仕組み」を求めるクレームに対しては、従来「伝統的な家族が壊れる」という「喪失のレトリック」を用いた有効な対抗クレームがあった。しかし、コロナ禍により「財政悪化・財政危機」という「災害」が現実味を帯びたことで「災害のレトリック」の有効性も強まり、「伝統的な家族像の維持」よりも「財政悪化・財政危機対策」が重視されるようになるかもしれない。

今後、「貧困(困窮)」ないし「貧困(困窮)リスク」問題は、「日本社会の脆弱性」の結果として以前よりも多くの人に当事者化され、多少問題化が進むだろう。「女性の貧困」という括りの中で描かれてきた問題は、「日本社会の脆弱性」の大きな要因の1つである「男女差別・性別役割分業とそれに基づくないしそれを支える様々な制度や仕組み」がもたらす別の大きな結果、「女性の不利」のうちの主要な問題として、再設定されていくのかもしれない。

²³ 実際に、最近では「コロナ禍の女性の困難」を題材にする報道も見られる(2020.10.28ほか)。

7. まとめ

本稿では、主に新聞報道における現代日本の「女性の貧困」問題の描かれ方が、新型コロナウイルスの感染拡大とそれに伴う社会的混乱、いわゆる「コロナ禍」によってどのように変化したのかを明らかにすることを目指した。そのために、社会問題の構築主義的視座から、コロナ禍以前の「女性の貧困」を問題視するクレームを整理するとともに、「女性の貧困」に特有の、社会問題化する上での困難についても検討した。研究の方法としては、文献における言説の整理とそれを踏まえた新聞記事分析を行い、得られた結果をもとに考察を試みた。

コロナ禍以前の新聞分析で確認できた言説は、おおむね文献でみられたものと一致していた。しかし、記事では文献よりもさらに様々な話題と関連づけられ、「女性の貧困」問題の境界は曖昧で絶えず揺れ動いていることを確認した。また、「絶対的貧困」を訴えるものや「母親」、「子ども」に関連する場合は問題化されやすい一方で、「相対的貧困」の現状そのものや「権利」を訴えるクレームは問題化されにくいことが分かった。

コロナ禍以降の新聞分析では、コロナ禍特有の話題に関連して「女性の貧困」や「女性の困難」を訴える言説がみられた。一方で、当初予想していた記事が検索時にヒットしないという結果になったことから、「女性の貧困」として語られてきた事柄と「貧困」という語との結びつきが弱まっている可能性を発見した。また、女性にとどまらず「生活困窮に陥る人々が増えている」との言説がみられることから、「貧困」もとい「困窮」あるいはそうした「リスク」が問題視されやすくなっているとした。

理論的考察では、みられたクレームをレトリックのイデオロムや対抗レトリックのイデオロムに照らして考えることで、「貧困」問題一般においては、「危険のレトリック」や「子ども」に関わる「没理性のレトリック」と結びつくクレームは問題化されやすい一方、「権利のレトリック」と結びつくクレームは対抗クレームがあり問題化されにくいことを明らかにした上で、コロナ禍以前「女性の貧困」問題は、大きく分けて狭義の「女性の貧困」を前者のレトリックで訴えるクレームと、「女性の困難」や「女性の権利」を「権利のレトリック」を用いて訴えるクレームによって語られてきたことを明らかにした。

また、「女性の貧困」が問題化される際の困難についても検討した。まず、「貧困」概念の難しさに加え、「女性の貧困」として提示される問題が様々な話題と複雑な因果関係や関係性の中で示されることで、問題の定義や実例の理解、問題規模の見積もりが困難になり「前

提」が不明瞭になっているとした。「論拠」部分では、特に「女性一般の貧困」クレームが「貧困」定義の曖昧さと有効な対抗クレームによってしばしば無効化されてしまうために効果が限定されることを指摘した。「結論」部分では、根本的な解決策を提示する際に、一方では有力な対抗クレームにより、もう一方では「女性の権利」や「女性特有性」との矛盾により、「女性の貧困」の解決策を提示することが難しいことを明らかにした。したがって、広義の「女性の貧困」とされてきた問題は、前提、論拠、結論のいずれにもやや欠陥がみられるために、問題化が難しい場合があると結論づけた。こうした困難には、「貧困」一般に当てはまるものと「女性の貧困」特有のものがあつた。前者は貧困の定義や言葉の厄介さ、人権によるアプローチに関する困難であり、後者は女性が「産む性」であること、「女性の権利」、「女性特有の問題」として訴えることに関する困難であつた。

そして、それを踏まえ、コロナ禍以降は「災厄のレトリック」の効力が増し、「貧困」より「困窮」ないし「困窮リスク」が以前より多くの人に当事者化されたために、今後は「貧困(困窮)」ないし「貧困(困窮)リスク」として「権利」よりむしろ「災厄対策」の文脈で問題化されやすくなったと結論づけた。また、コロナ禍以降は「女性の困難」が問題化されやすくなり、「女性の貧困」は、「日本社会の脆弱性」の大きな要因の一つである「男女差別・性別役割分業とそれに基づくないしそれを支える様々な制度や仕組み」がもたらす別の大きな結果、「女性の不利」のうちの「女性の貧困リスク」という主要な問題として、再設定されていく可能性を示唆した。

つまり、様々な問題と結びつけられ問題化が試みられてきた「女性の貧困」は、「貧困」一般と「女性の貧困」がもつ困難のために問題化が難しい場合があつた。そしてコロナ禍で「貧困」問題が「困窮ないし困窮リスク」として「災厄対策」の文脈で語られやすくなったことで、「女性の貧困(困窮)リスク」として、「日本社会の脆弱性」の大きな要因の「男女差別・性別役割分業とそれに基づくないしそれを支える様々な制度や仕組み」がもたらす「女性の不利」のうち主要な問題に再設定され語られるように変わりつつある、というのが本稿の結論になる。

最後に、本研究の限界を3点挙げたい。まず、「貧困」という言葉を用いず語られた女性の貧困と関連するクレームを扱えていない。また、扱った新聞は全国紙のうちの1紙であり、他の全国紙や地方紙での描かれ方は明らかでない。さらに、コロナ禍以降として分析した新聞記事は、新型コロナウイルスの感染拡大が問題化してから長くみても8ヶ月弱という短期

間のものでしかない。そのため、体系的な変化が十分に確認できなかった可能性がある。その意味で、本研究が明らかにしたのは、新聞報道における「女性の貧困」そして「貧困」の描かれ方の一部に過ぎない。今後こうした側面にも焦点を当てることで、コロナ禍後の「女性の貧困」や「貧困」の描かれ方の変化をより正確に明らかにすることができるだろう。

参考文献

- 阿部彩, 2011『弱者の居場所がない社会 貧困・格差と社会的包摂』講談社.
- 赤石千衣子, 2015『ひとり親家庭』岩波書店.
- 青山薫・中里見博, 2008『セックスワーク論の再検討』お茶の水女子大学 21 世紀 COE プログラム「ジェンダー研究のフロンティア」統括研究プロジェクト「ジェンダー研究〈アジア〉」.
- Best, Joel, 1987, “Rhetoric in Claims-Making: Constructing the Missing Children Problem,” *Social Problems*, 34-3:101-121.(=足立重和訳, 2000, 「クレイム申し立てのなかのレトリック——行方不明になった子どもという問題の構築」平英美・中河伸俊編『構築主義の社会学——論争と議論のエスノグラフィー』世界思想社, 148-192.)
- Best, Joel, 2008, *Social Problems*, New York; London: W. W. Norton & Company.
- 男女共同参画局「すべての女性が輝く社会」
(<https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html>, 2021.1.2)
- 江原由美子編, 1995, 『フェミニズムの主張 2 性の商品化』勁草書房.
- 福居昇真, 2020『『社会的孤立』問題の構築- 2010 年頃の社会問題化過程に焦点をあてて-』2019 年度京都大学文学部社会学専修卒業論文.
- 橋本健二, 2018『アンダークラス』筑摩書房.
- Ibara, Peter R. and John I. Kitsuse, 1993, “Vernacular Constituents of Moral Discourse: An Interactionist Proposal for the Study of Social Problems,” J. A. Holstein and G. Miller eds., *Reconsidering Social Problems*, NY, Aldine de Gruyter, 25-58.(=中河伸俊訳, 2000, 「道徳的ディスコースの日常的な構成要素——相互作用論の立場からの社会問題研究のための一提案」平英美・中河伸俊編『構築主義の社会学——論争と議論のエスノグラフィ

- ー』世界思想社, 46-104.)
- 飯島裕子, 2016『ルポ 貧困女子』岩波書店.
- 一般社団法人日本新聞協会「新聞の発行部数と世帯数の推移」『Pressnet』
(<https://www.pressnet.or.jp/data/circulation/circulation01.php>, 2020.12.30)
- 女性と貧困ネットワーク HP (<https://binbowwomen.hatenadiary.org/>, 2021.1.2)
- 小杉礼子・宮本みち子編, 2015『下層化する女性たち——労働と家庭からの排除と貧困』勁草書房.
- 小杉礼子・鈴木晶子・野依智子・(公財)横浜市男女共同参画推進協会編著, 2017『シングル女性の貧困 非正規職女性の仕事・暮らしと社会的支援』明石書店.
- 栗田隆子, 2019『ぼそぼそ声のフェミニズム』作品社.
- 丸山里美, 2018「第6章 女性の貧困の特徴」丸山里美編『貧困問題の新地平 もやいの相談活動の軌跡』旬報社.
- 松本伊智朗編, 2017『子どもの貧困を問いなおす』法律文化社.
- 松本伊智朗, 2019「序章 なぜ、どのように、子どもの貧困を問題にするのか」松本伊智朗・湯澤直美編著『生まれ、育つ基盤 子どもの貧困と家族・社会』明石書店.
- 水島希, 2008「日本の売春政策とセックスワーカーの現状——フェミニズムの視点から」『女性・戦争・人権』9: 32-47.
- 中河伸俊, 1999『社会問題の社会学——構築主義アプローチの新展開』世界思想社
- 中塚久美子, 2019「第11章 子どもの貧困をめぐる報道と社会意識」松本伊智朗・湯澤直美編著『生まれ、育つ基盤 子どもの貧困と家族・社会』明石書店.
- 仁藤夢乃, 2014『女子高生の裏社会——「関係性の貧困」に生きる少女たち』光文社.
- 荻上チキ, 2017『彼女たちの売春』新潮社.
- Ruth Lister, 2004, *POVERTY*, Cambridge: Polity Press (=2011, 松本伊智朗監訳・立木勝訳『貧困とはなにか 概念・言説・ポリティクス』明石書店).
- 坂爪真吾, 2016『性風俗のいびつな現場』ちくま書房.
- 坂爪真吾, 2017『見えない買春の現場——「JK ビジネス」のリアル』ベストセラーズ.
- 周燕飛, 2019『貧困専業主婦』新潮社.
- Spector, M and Kitsuse, John, I., 1977, *Constructing Social Problems*, Menlo Park, CA: Cummings Publishing Company. (=1990, 村上直之・中河伸俊・鮎川潤・森俊太訳『社

会問題の構築——ラベリング理論をこえて』マルジュ社.)

Steve Woolgar and Dorothy Pawluch. “Ontological Gerrymandering: The Anatomy of Social

Problems Explanation.” *Social Problems* 32-2, 1985: 214-227. (=平英美訳, 2000, 「オン

トロジカル・ゲリマンダリング——社会問題をめぐる説明の解剖学」平英美・中河伸俊

編『構築主義の社会学——論争と議論のエスノグラフィー』世界思想社, 18-45.)

鈴木大介, 2010『出会い系のシングルマザーたち 欲望と貧困のはざままで』朝日新聞出版.

スタジオポット編, 2000『売る売らないはワタシが決める——売春肯定宣言』ポット出版.

SWASH 編, 2018『セックスワーク・スタディーズ——当事者視点で考える性と労働』

日本評論社.

竹信三恵子, 2013『家事労働ハラスメント』岩波書店.

上間陽子, 2017『裸足で逃げる 沖縄の夜の街の少女たち』太田出版.

湯浅誠, 2008『反貧困 「すべり台社会」からの脱出』岩波書店.

湯浅誠・仁平典宏, 2018「第8章 対談：貧困はどのように問題化されていったのか」

丸山里美編『貧困問題の新地平 もやいの相談活動の軌跡』旬報社.

(400 字詰め原稿用紙 108 枚相当)